

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
159	10月31日	12月24日	確定拠出年金の運用商品の除外要件の緩和	<p>(具体的内容) 運営管理機関として継続的に選定、提示することが適切でないと判断される運用商品について、除外要件を例えば「加入者等のうち2/3以上、もしくは過半数の同意」などに緩和する。</p> <p>(理由) 運用商品の除外には、当該運用商品を選択して運用の指図を行う加入者および運用指図者全員の同意が求められているが、現実的に当該運用商品の加入者等全員の同意を取得することは困難である。運営管理機関として継続的に選定、提示することが適切でないと判断される運用商品について速やかに除外できるよう、除外基準を緩和することで、適切な運用商品が選定、提示されることを確保する。</p>	一般社団法人 日本損害保険協会	厚生労働省
160	10月31日	12月24日	確定拠出年金の中途引出要件の緩和	<p>(具体的内容) 中途退職時において、退職所得として企業型の一時金受給を可能とする措置を実施する。 もしくは、 ・脱退一時金の支給要件(資産額・加入期間の制限など)の更なる緩和。 ・税のペナルティを課したうえで中途引出しを可能とする措置の実施。</p> <p>(理由) 年金受給開始年齢までは長期にわたるが、加入者が将来、中途退職したり、一時的な資金需要が発生した場合など、年金資産の中途引出しが認められていないため、加入者等の不安が大きい現状にある。(現行制度における脱退一時金は、少額の資産、短期の加入期間などを前提としており、対象者は限られている。) 加入者利便を促進し、制度の発展・普及のためには、年金資産の中途引出し要件を更に拡大することが必要と考える。他の年金制度と同様、中途退職時に退職所得として一時金受給できることが望ましいが、これが容認されないのであれば、脱退一時金の支給要件の更なる緩和と税のペナルティを課したうえで中途引出しを認めるべきと考える。</p>	一般社団法人 日本損害保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
161	10月31日	12月24日	確定拠出年金の加入対象者の拡大	<p>(具体的内容) 家事専従者など第3号被保険者、公務員を個人型制度の対象者とする。</p> <p>(理由) 家事専従者など第3号被保険者が制度の対象外となっていることは、特に拠出期間が短い加入者が退職して第3号被保険者になった場合に拠出の継続が認められないため、将来の年金受給額が少額に留まるといった問題があり、若年層の制度加入意欲を低下させるなど制度普及の阻害要因となっている。 家事専従者など第3号被保険者を個人型制度の対象とすることは、個人の自助努力による資産形成に寄与するほか、確定拠出年金のポータビリティが拡充され、制度の一層の普及促進に資するものと考えられる。 公務員についても、老後の資産形成の自助努力を図る観点から、個人型制度の対象とすべきと考える。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省
162	10月31日	12月24日	銀行等による保険募集に関する弊害防止措置等の実効性確保	<p>【提案の具体的内容】 銀行等による保険募集に関する弊害防止措置等の実効性を確保していただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行等による保険募集においては、銀行等による事業性資金の融資先や融資申込中の顧客が「当該銀行等の影響力を受けやすい(平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方)」ことから、銀行等が事業性資金の融資業務を通じて有する多大な影響力を利用して不適切な保険募集を行うことにより顕在化しにくい被害が発生する等、特有の弊害が生じる。このため、銀行等による保険募集は「保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合(保険業法第275条)」に限り認めるものとされ、消費者や中小企業等の視点に立って弊害防止措置等が設けられている。 一昨年、銀行等による保険募集の実態に係る3年間のモニタリング結果等を踏まえて必要な見直しが行われたが、「モニタリング結果では、銀行等による優越的地位の濫用防止に向けた態勢整備が不十分であるといった検査指摘が引き続き見られたことから、これらの規制は引き続き維持する(平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方)」こととされている。 これらの措置等は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護を図る上でいずれも必要不可欠である。現状においては、「弊害防止に向けた銀行等の態勢整備が万全であるとは言い難い状況(平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方)」とされていることから、その実効性を確保していただきたい。 	第一生命保険株式会社	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
163	10月31日	12月24日	確定拠出年金の中小企業退職金共済制度からの制度移行の容認	<p>(具体的内容) 中小企業退職金共済制度からの確定拠出年金への制度移行を可能とする措置を実施する。</p> <p>(理由) 中小企業退職金共済を採用していた中小企業が、事業規模の拡大に伴い加入要件を満たさなくなった場合など、他制度へ移行できる措置を講じることが、従業員の年金資産を保全する上で必要である。 現在、確定給付企業年金と特定退職金共済制度のみが移行先として認められているが、同じ拠出型の制度である確定拠出年金制度(企業型)についても認めるべきと考える。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省
164	10月31日	12月24日	法人における従業員等に対する生命保険募集に関する消費者保護ルールの維持	<p>【提案の具体的内容】 生命保険募集人である法人における従業員等に対する生命保険募集に関する消費者保護ルールを引き続き維持していただきたい。</p> <p>【提案理由】 ・生命保険募集人である法人がその従業員等に対して生命保険の募集を行うことについては、法人がその従業員等に有する強い影響力を利用して不適切な保険募集を行う等の弊害が発生する蓋然性が大きい。このため、現行の制度では、生命保険募集人である法人が行う生命保険の募集の範囲について、一定の制限が設けられている。 ・現行の制度は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護等を図る上で必要不可欠なものであり、引き続き維持していただきたい。</p>	第一生命保険株式会社	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
165	10月31日	12月24日	民間事業者によるマイナンバー利用	<p>(具体的内容) 現在の共通番号法上マイナンバーの利用が義務化される利用だけでなく、 (1)番号法以外の法令等により民間事業者に課せられている事務(例:本人確認の実施等)への利用 および (2)顧客利便に資する民間利用 に関する有益な取り組みについては、限定一方ではなく、柔軟な対応を検討願いたい。 (理由) マイナンバーを利用した各種サービスの創意工夫は、公共性の高い損害保険事業における利用者(契約者等)の利便性向上に結びつくものと期待される。 特に、本人確認における個人番号カードの利用は、運転免許証に代わる写真付き身分証明書として、顧客利便に資するものと考えられる。</p>	一般社団 法人 日 本損害保 険協会	内閣 官房
166	10月31日	12月24日	電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備	<p>【提案の具体的内容】 ・保険募集時の情報提供については、保険契約者の承諾があっても、電磁的交付が認められる書面が限定され、その方法も他業法と比較し限定的である。 ・保険会社や募集人がIT技術を活用して効率的な業務運営を行い、利用者も自らのIT技術の活用度合に合わせた多様なサービスを安心して享受する観点から、利用者の承諾など保険契約者等の保護を前提として、電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備を行っていただきたい。 【提案理由】 ・保険業法施行規則53条第2項では、保険契約者の承諾を得て、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる旨を規定しているが、一部の書面に対象が限定されている。また、電磁的方法については、送信者の電子計算機から情報を送信し受信者の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法などが列挙されている(施行規則14条の10)。 ・また、保険会社向けの総合的な監督指針II-3-5-1-2(17)では、契約概要、注意喚起情報について「書面を交付」するための体制整備を求め、電磁的方法による情報提供は非対面による場合のみ記載し、その場合でも「印刷や電磁的方法による保存」を例示している。 ・これに対し、銀行法では、商品情報について例外なく預金者の承諾を得て電磁的方法により提供することが認められている(施行規則13条の3)。また、金融商品取引法でも同様の対応が認められた上(法34条の2第4項)、金融商品取引業者等の電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載された記載事項を顧客が閲覧する方法等が許容されている(金融商品取引業等に関する内閣府令56条)。 ・契約概要・注意喚起情報など保険募集時の書面について、保険契約者の承諾など保険契約者等の保護を適切に図った上で、他の金融業法と平仄を合わせ、電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備を行うことが必要である。 ・これにより、保険会社や募集人が情報端末等のIT技術を活用して効率的な業務運営を行い、利用者も自らの選択により、紛失防止や自己の情報端末による随時の閲覧が容易になるなどIT技術の活用度合に合わせた多様なサービスを安心して享受することが期待できる。</p>	第一生命 保険株式 会社	金融 庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
167	10月31日	12月24日	住民票請求における提出書類の簡略化	<p>(具体的内容) 「保険契約の引受保険会社からの住民票請求については、該当の保険契約の存在を確認できる限り応じていただくとともに、提出書類の簡略化とあわせ、全国一律の内容とすることを提案する。</p> <p>(理由) 保険契約者に保険証券類等を郵送した場合に宛先不明となり、代理店調査では保険契約者住所が判明しない場合に、保険契約者住所の住民票調査を実施している。 平成20年5月1日の住民基本台帳法の改正により、第三者からの住民票請求が厳格化され、現在、住民票取得のために以下の問題が発生している。 (1)市役所等の地方自治体により、住民票取得のための取付書類(履歴事項全部証明書(=登記簿謄本)の要否等)が異なる場合がある。 (2)保険契約者には保険証券以外の郵便物も送付するが、郵便物の種類によっては住民票請求に応じていただけない場合がある。</p> <p>上記のような状況のため、住民票取得までに相当の日数を要したり、(2)については住民票取得ができないため、保険契約者に連絡がとれないまま、保険契約者が不利益を被る結果になってしまうことも懸念される状況である。 なお、保険会社は「保険検査マニュアル」において顧客保護の観点から、保険契約者住所が不明になった場合、可能な範囲で調査を行う義務があると定められている。そのため、保険契約者の個人情報の提示および取得は、「保険契約者住所の把握」が目的であり、保険契約の履行に必要なものと判断でき、また、郵便物の種類によって変わるものではない。</p>	一般社団法人 日本損害保険協会	総務省
168	10月31日	12月24日	医療保険の「一般保険料率の変更」時の申請緩和(許認可⇒届出)	<p>・具体的内容 「一般保険料率の変更」に関わる認可申請については、「上限料率(基準設定)」の基準未滿での料率変更(引上げ・引下げとも)に限り、現行の許可申請を、届出に変更して頂きたい。 ※上限料率を超える申請に関しては、従来どおり認可申請とする。</p> <p>・提案理由 医療保険の一般保険料率の変更は、健保組合が設定し、厚生労働省管轄厚生局長の認可申請が必要である。 一般保険料率に関しては、国で上限料率を設定しているため、この範囲内での料率変更に限定し、届出を容認する分には、特段の問題は生じないと思われる。 本件が見直されれば、料率変更に伴う事務処理の簡素化、当該健保組合の自主性尊重に繋がる。</p>	民間企業	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
169	10月31日	12月24日	廃棄物処理施設の届出時の提出書類(住民票及び登記事項証明書)の緩和	<p>・具体的内容 処理業の許可を持たない事業者が、自社の廃棄物処理を行うためだけの施設に関しては、特例として、届出の際の住民票及び登記事項証明書の添付は、代表者(社長)のみとし、それ以外の役員については、免除頂きたい。</p> <p>・提案理由 廃棄物処理施設に関しては、以下の場合、届出が必要で、役員の住民票及び登記事項証明書の添付が義務付けられている。 (1)廃棄物処理施設の設置・変更を行う場合の届出(全役員分の住民票及び登記事項証明書を添付) (2)新任の役員が就任した場合、関係する県事務所、市に対する届出(新任役員分の住民票及び登記事項証明書を添付) 上場規模の事業者であれば、対象となる役員数が数十名規模となるため、現状は担当者が役員本人からの委任状を取得した上で、一括してそれぞれの役所を回り代理取得している。 その際、事業所が全国に展開され関係する役所が遠方のケースもあり、その取得に多大な工数を要している。更に近年のグローバル化に伴い役員が海外常駐をしているケースも有りその場合には本人からの委任状の取得にも時間と手間を要している。 住民票及び登記事項証明書提出の目的は、廃棄物処理を行う者の資質として、破産、犯罪歴等の確認を行い、反社会的勢力の排除(廃棄物処理業の許認可停止)と推察する。 その為、処理業の許可を持たない事業者が、自社の廃棄物処理を行うためだけの施設については、他社発生物の受入は出来ず、多額の設備投資をした上で不法投棄を行うメリットは無い事から、当該事業者であれば暴力団等との関与は考えにくく、全役員の住民票及び登記事項証明書の提出は不要と考えられる。</p>	民間企業	環境省
170	10月31日	12月24日	レンタカー貸渡証の電子媒体の容認	<p>・具体的内容 レンタカー貸渡証については、紙媒体だけでなく、電子媒体についても容認頂きたい。</p> <p>(1)希望するお客様に対しては、電子媒体による貸渡証の作成及び携行の容認 (2)事業者が貸渡簿を電子媒体で保管することの容認</p> <p>・提案理由 レンタカー事業者がお客様にレンタカーを貸し出す際、以下が義務付けられている。 (1)貸渡証を発行し、レンタカー運転者に貸渡証の携行を指示すること (2)貸渡簿として、少なくとも2年間事業者が保管すること 貸渡証の発行及び保管にはコストがかかっており、事業者の負担となっている。 なお、昨今では、スマートフォン等の普及に伴い、紙媒体だけでなく、電子媒体での授受が可能なお客様も増えていることから、 (1)希望するお客様に対しては、電子媒体による貸渡証の作成及び携行を容認する (2)事業者が貸渡簿を電子媒体で保管することを容認する</p>	民間企業	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
171	10月31日	12月24日	機関投資家による、議決権行使結果開示の義務化	<p>・具体的内容 「議決権行使結果の開示は、上場会社だけでなく、機関投資家(実質株主)にも義務化する(個々の機関投資家が、個別の銘柄について、議決権行使結果を開示する方向で、段階的にルール整備を推進する)」という要望を検討する際の、検討体制やスケジュールをお示し頂きたい。</p> <p>・提案理由 ＜現在の状況＞ 本要望に関しては、「ホットライン」で金融庁から「検討する」との回答を頂いたところである(2013年7月31日付)。しかし、本件が議論される体制やスケジュールについては示されていない為、より具体的に検討を進めるために、このような点もあわせてお示し頂きたい。</p> <p>＜要望理由＞ 上場会社には株主総会の議決権行使結果の開示が義務付けられている。この主旨は、株主意思の明確化による経営陣への牽制効果と、議決権行使を通じた株主との対話(コミュニケーション)の端緒とすることと理解している。しかし、個々の機関投資家の議決権行使結果は、株主名簿上の名義であるカストディアンになっている為、実際に議決権行使の指図権のある実質株主が、どのような議決権を行使したかが発行会社からは把握できず、株主との対話には繋がりにくい。投資における実質株主の可視化について、姿の見えない株主の議決権行使を株式の発行会社側で集計するだけでは意味がなく、議決権行使だけでなく、どこにどのような投資をしているかの実質株主の開示によって公正な競争が出来る、対話型資本市場にする必要がある。</p>	民間企業	金融庁
172	10月31日	12月24日	新規格車の自由走行について	<p>総重量20t超の新規格車が登場して19年以上経ち、全長の短いダンプトラック等を除く大型車の大半が新規格車となっています。しかし道路法では車両の一般的制限値が未だに総重量20tに制限されており、総重量20t以上の新規格車は道路を自由に走ることを規制されています。新規格車は重さ指定道路を通行するか、特車許可を申請して申請したルートしか走ることが出来ませんが、大半の新規格車保有業者に道路法の周知徹底が出来てないと思われれます。</p> <p>重さ指定道路の指定は幹線道路以外殆ど進んで無く、重さ指定道路沿いの荷積み下ろしは稀です。決まったルートの運行は事前に特車申請する事も出来ます。しかし、長距離の帰り便を確保する場合や急な融通配車は殆どの場合、重さ指定道路以外を通行しなければなりません。道路法を順守すると、仕事を諦めるか、本来13t程度積載出来る所、積荷を5t減の積載8tにし車両総重量20t以下で運行すると言う無駄な事をしなければなりません。</p> <p>新規格車の特車申請は国交省も取り扱っていただけませんので、市役所や都道府県の土木事務所などに行かなければならず非常に不便で、申請から許可が下りるまで1ヶ月以上掛かる場合もあります。遠隔地の重さ指定道路以外への新規格車の運行は事実上不可能と言う事でしょうか。</p> <p>物流の効率化の為、長尺の大型車の標準となっている新規格車は一刻も早く自由走行を認めていただきたい。</p>	石下運輸株式会社	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
173	10月31日	12月24日	確定給付企業年金制度(DB制度)における代行返上後の非継続基準での緩和措置の実施	<p>・今般の厚年法改正に伴い、今後代行返上する厚生年金基金の、返上後のDB制度での非継続基準の適用内容について緩和措置を実施して頂きたい。</p> <p>提案理由</p> <p>・今後、厚生年金基金が代行返上し、DB制度へ移行する基金が増加していくことが予想される。最低責任準備金を返還することで積立比率が大幅に低下し、返上後の非継続基準の財政検証により大幅な掛金引上げを求められるケースが続出すると思われ、それが代行返上に戻込みし、已む無く解散に向かわせる懸念が大きい。</p> <p>・今般の改正では、他の企業年金制度への移行が重要となるが、その移行支援策を有効に機能させるため、代行返上する厚生年金基金において、非継続基準による掛金引上げが大幅にならないよう、当面の間、同基準の適用内容の緩和措置を求めたい。</p>	企業年金連合協議会	厚生労働省
174	10月31日	12月24日	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	<p>株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置すること。</p> <p>・現在、保険料受け入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことが認められていない。</p> <p>・ただし、厚生年金基金の代行返上における物納等の場合は、特例措置として、現物資産の受払が認められている。</p> <p>・企業サイドには、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で抛出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズに加え、企業間の株式の持合を市場に悪影響を与えずに解消したいというニーズがある。</p> <p>・現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減じることなく移管が可能となる。</p> <p>・現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。</p> <p>・信託については、以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱えないと利用者利便が著しく阻害される。また、生保にこの取扱いを認めた場合でも、生命保険契約としての機能に何ら変更はない。</p> <p>・本要望の実現により、顧客の利便性が向上するとともに、市場の活性化が期待できる。</p>	社団法人生命保険協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
175	10月31日	12月24日	保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	<p>(1)業法施行規則56条5項各号の10%超投資可能先の要件に関し、中小企業新事業活動促進法の「新規中小企業者」の概念を導入し、設立5年未満の会社で現行の要件を撤廃、又は、同法「特定新規中小企業者」の定義に係る新規事業活動従事者数が一定以上の会社などを、要件に追加頂きたい。又は、「その他ベンチャーキャピタル投資の趣旨から逸脱しない会社」等を要件に追加頂きたい。</p> <p>(2)投資先企業が成長し、資本金や従業員数等の中小企業の要件から外れても、初回投資時に要件を満たしていた企業は10%超となる追加投資を可能として頂きたい。</p> <p>・(1)に関して、現状の規制では、保険会社本体は子会社と合算して国内の会社の10%を超える議決権の取得または保有ができないが、例外的に、保険会社の特定子会社であるベンチャーキャピタルが「新規事業分野開拓会社」(いわゆるベンチャー企業)に投資する場合は、10年以内に限り、その合算対象から除かれる。</p> <p>・新規事業分野開拓会社には、非上場の中小企業のうち、設立10年以内でかつ試験研究費等の割合が総収入額の3%超などの要件があり、現状の規制の枠組みでは10%超の投資可能先を限定列挙的に認めていることから、今後も新たな投資可能先を順次追加して頂く方法も考えられる。</p> <p>・一方、情報技術をはじめ目まぐるしい技術革新を背景に、法令が予定していない新たな業種・産業が登場してきた場合、機動的な投資を可能とする観点からは、新たな事業分野を開拓する会社の支援というベンチャーキャピタル投資の趣旨から逸脱しない範囲内において、都度の法令改正を待たずとも投資可能先として当てはめることができるようなバスケット条項の追加が有効であると思われる。</p> <p>・また(2)に関して、近年ベンチャーキャピタルの投資段階が、企業のより初期の段階へと広がる動きもあるが、このような企業の投資については、リードベンチャーキャピタルとしてガバナンスの観点から相当シェアを維持しつつ、成長に合わせた段階的な投資を行うケースもある。</p> <p>・今後もますますこうした様々な事業の成長や投資形態が見込まれる中、より多くの企業に対し柔軟に投資ができるような規制が必要だと思われる。当要望の実現によって、より多くの優良なベンチャー企業に対しての資金供給を通じた、新しい産業の創出や企業成長の促進、経済活性化に貢献することができると考えられる。</p>	社団法人生命保険協会	金融庁
176	10月31日	12月24日	外国の子会社対象会社の買収、外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の特例・緩和	<p>保険会社が将来にわたり保険金等を確実に支払う観点から、外国の資産運用会社等の買収により収益力の強化や運用リスクの分散を図ることは重要な選択肢である。</p> <p>保険会社が外国の子会社対象会社を買収する際、国内と海外の保険会社の子会社等に係る業務範囲規制の差異から生じる競争条件の不平等及びそれによる買収機会の喪失を解消する観点から、子会社等に係る業務範囲規制の特例措置を認めていただきたい。加えて、外国の関連法人等の子会社等について業務範囲規制の緩和を認めていただきたい。</p> <p>・保険会社が長期・安定的に収益を確保して将来の保険金等を確実に支払う観点から、外国の資産運用会社等の買収により収益力の強化や運用リスクの分散を図ることは重要な選択肢となる。</p> <p>・外国の子会社対象会社の買収において、当該外国会社に子会社対象会社以外の子会社等が存在することがあるが、欧米と異なり、我が国保険会社の子会社等の業務範囲は法令や監督指針で一定の会社に限定されているため、欧米の保険会社に比して交渉上著しく不利な立場に置かれる。</p> <p>・銀行については、銀行グループの国際展開を容易にする環境を整備することの重要性に鑑み、平成25年の銀行法一部改正にて(1)銀行業、有価証券関連業、保険業、信託業を営む外国会社、(2)従属業務または金融関連業務を専ら営む外国会社等を買収する際の子会社等に係る業務範囲規制について特例措置が設けられたが、保険会社については保険業を営む外国会社の買収の場合に限定されている。</p> <p>・保険会社においても、例えば外国資産運用会社の子会社化といった国際展開を容易にする環境整備の重要性は高く、また、本業へのリスク・影響を遮断するという子会社業務範囲規制の趣旨は銀行法と保険業法で異なるものではないこと等から、銀行と同様の範囲で特例措置を認めていただきたい。加えて、分社化等の場合で、子会社対象会社の業務の一部と見なせる従属的な業務については、業務範囲内であることを明確化いただきたい。</p> <p>・また、保険会社が外国の会社を関連法人等とする場合、子会社とする場合と異なり、当該保険会社が当該外国の会社の経営支配権を有さないため、その傘下の子会社等の一定期間の猶予措置による事後的な売却は有効に機能しないおそれがあること等から、外国の関連法人等の子会社等の業務範囲規制について、緩和を認めていただきたい。</p>	社団法人生命保険協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
177	10月31日	12月24日	<p>保険会社本体の付随業務であるビジネスマッチング業務の拡大</p>	<p>保険会社が「その他の付随業務」として行うことのできる「ビジネスマッチング業務」について、現行監督指針において「金融商品取引業者等への投資信託委託会社又は資産運用会社の紹介に係る業務」が可能だが、これに加えて、保険会社による投信商品の説明および投信商品パンフレットの配布が可能となるよう追記頂きたい。または、施行規則において保険会社が行うことのできる「業務の代理」に、「系列投信会社等による投信販社契約の締結の代理」を追記頂きたい。</p> <p>・現行法令上、保険会社の業務範囲については、保険業法第98条の「その他の付随業務」、監督指針Ⅲ-2-14-1の「ビジネスマッチング業務」に基づき、「有価証券関連業を行う金融商品取引業者等への投資信託委託会社又は資産運用会社の紹介に係る業務」を行うことが認められている一方、公募投信の「個別の商品内容」に係る紹介及び説明は認められていないと解されている。</p> <p>・しかしながら「ビジネスマッチング業務」として、保険会社が系列投信会社等を金商業者等へ紹介した結果、当該金商業者等から、系列投信会社等が取り扱う個別の投信商品の内容に関する照会を受けることがあるが、現在の「ビジネスマッチング業務」では保険会社で対応することは認められていないと解されているため、改めて系列投信会社等自身が当該金商業者等に対する個別の商品内容の紹介及び説明を行う等の煩瑣な手続が必要となっている。</p> <p>・また、投信会社側からみても、自らの営業体制だけでは、多くの金商業者等に対して、広く商品提供することが困難なものもあり、国民の視点からは、多様なニーズに応える投信商品の提供を受ける機会を逸しているとも言える。</p> <p>・このため、左記の通り、「ビジネスマッチング業務」について、現行監督指針上の「金融商品取引業者等への投資信託委託会社又は資産運用会社の紹介に係る業務」に、「当該投資信託委託会社又は資産運用会社が提供する商品の説明・パンフレットの配布」も含まれる旨追記頂くか、または、施行規則上保険会社が行うことのできる「業務の代理」に、「系列投信会社等による投信販社契約（投資信託委託業者が金融商品取引業者または登録金融機関との間で締結する「投資信託受益証券の募集・販売の取り扱い等に関する契約）の締結の代理」を追記頂きたい。</p>	<p>社団法人 生命保険 協会</p>	<p>金融 庁</p>
178	10月31日	12月24日	<p>総重量50tを超えるトレーラーの牽引車を空車や軽荷でも実質60km/hに制限している規制の見直し</p>	<p>道路運送車両法 保安基準の別添96 連結車両の走行性能の技術基準2 走行性能2.1(1)式において現在、国産車の牽引車の最大出力382kwではGCW61t程度です。かなり古くから使っている計算式と思われますが、現在は全域高出力のターボエンジン、多段トランスミッション等が主流で走行性能が以前より格段に進歩しています。また、エンジンの出力表記も昭和62年頃よりグロスからネットに実質的に縮小されています。</p> <p>一度、現在販売されている牽引車では何トン牽引出来るか、実際に検証をしていただき、基準を改めてほしい。</p> <p>走行性能2.3(1)の計算式を適用し牽引車の最高速度を60km/hに制限すると牽引車のGCWが増えますが、同じ牽引車でも最高速度を制限する事で走行性能が上がる事が不思議です。</p> <p>60km/hの速度制限装置を付けた牽引車でも実際にはトレーラーの積載限度での運行は少なく、空車運行や、軽荷、GVW50T以下のトレーラーを牽引して運行する事が多いと思われます。しかし、最高速度が60km/hでは空車、軽荷の時も高速道路、一般有料道路を走行する事が困難で、ドライバーの拘束時間を考慮すると一律60km/hの速度制限装置付き牽引車は運用が非常に難しい状況です。</p> <p>走行性能2.3(1)の計算式を適用した牽引車でも空車運行や、軽荷、GVW50T以下のトレーラーを牽引する場合は大型車の法定速度80km/hで運行が出来るよう考慮していただきたい。</p>	<p>特殊車両 が抱える 問題を考 える会</p>	<p>国土交通 省</p>

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
179	10月31日	12月24日	確定給付企業年金制度(DB制度)での個人単位の権利義務移転・承継での手続き簡素化	<p>現状のDB法施行令第49条第2号に定める個人単位の権利義務移転・承継については、発生の都度、認可承認申請を行うこととなる。認可申請には、事業主・労働組合等の同意に加え、基金型での代議員会での議決等の手続きが必要となり、さらに給付減額が伴う場合は、減額に係る同意も必要となる。個人単位と雖も実務負担は大きい。</p> <p>提案内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約において、あらかじめ定めた特定の企業年金制度間での権利義務移転・承継である場合は、発生の都度の認可申請は不要として頂きたい。また規約において定めた内容であり、代議員会での議決や労働組合の同意も不要にされたい。 ・併せて、給付減額の判定も不要とし、権利義務移転・承継に係る本人の同意のみとして頂きたい。 <p>提案理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨今の企業グループ内での人事交流・転籍が増え、個人単位での権利義務移転・承継が増えている。その際の認可申請等に絡む手続きが必要となり、その煩雑さ故に、企業グループ内の人事交流・転籍での実務負担が大きくなっている。 ・減額同意についても、予め規約に定めてあること、本人の権利義務移転・承継の本人同意を取得することから不要とされたい。その背景として、同一DB制度内におけるグループ企業間の人事異動の場合は、過去分のみを保証すれば給付減額の判定は既に不要となっているためである。 ・企業の競争力維持強化のためにも、企業グループ内の人事交流の活発化・円滑化は重要な要素であり、本手続きの簡素化が望まれる。 	企業年金連絡協議会	厚生労働省
180	10月31日	12月24日	新規格車の全長、最遠軸距での規制について	<p>現在、新規格車は最遠軸距、全長により、全長11m以上、最遠軸距7m以上の25t車と全長9m以上、最遠軸距5.5m以上の22t車の2種類があります。25t車は大型車の主流ですが、狭い工事現場や狭い工場などに入入りしなればならないトラックは最遠軸距7mでは進入できない場合が多数あります。最遠軸距の短い22t車は、エンジンのコンパクトな20t車と積載量が大きく、余り意味の無い車種になっています。</p> <p>25t車と22t車の間が総重量3t、全長で2m、最遠軸距で1.5mも間隔が有り、25t車と22t車の中間に、全長10m、最遠軸距6.2mの総重量23.5t車の規格を要望します。</p>	石下運輸株式会社	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
181	10月31日	12月24日	有価証券届出書(参照方式)の参照書類の合理化	<p>【具体的内容】 有価証券届出書第二号の三様式(参照方式)の参照書類のうち、四半期報告書については同第二号の二様式(組込方式)と同様に、直近の四半期報告書に限る扱いとして頂きたい。</p> <p>【提案理由】 金商法においては、有価証券届出書に組み込むべき四半期報告書(第五条第3項)及び参照すべき四半期報告書(同条第4項)は直近の有価証券報告書の提出以後に提出される四半期報告書とされており、組込方式及び参照方式ともに直近の四半期報告書とする旨が規定されている。一方、開示府令においては、組込方式(第二号の二様式)の場合のみ直近の四半期報告書を組み込めばよい旨が規定され、参照方式(第二号の三様式)では参照すべき四半期報告書は直近のものに限定されていない。 累計ベースでの開示を主とする現在の四半期報告書には、直近の四半期報告書に過去の四半期決算に係る財務数値が包含されていることから、参照すべき四半期報告書に直近以外のものを含める必要性は少ないと思われる。</p>	日本証券業協会	金融庁
182	10月31日	12月24日	発行登録書等の添付書類の合理化	<p>【具体的内容】 有価証券届出書第二号の三様式(参照方式)及び発行登録書の添付書類のうち、「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面」の添付を不要として頂きたい。</p> <p>【提案理由】 第二号の三様式により作成した有価証券届出書及び発行登録書に添付すべき書類として「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面」が規定されているが、これは参照書類である有価証券報告書の「主要な経営指標等の推移」とほぼ同一内容のため、添付書類とする必要性は少ないと思われる。</p>	日本証券業協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
183	10月31日	12月24日	有価証券届出書の記載簡素化	<p>【具体的内容】 信託社債の開示に適要される有価証券届出書第六号様式を受託者・委託者情報の記載については、当該受託者・委託者が一定の要件を満たしている場合には、提出済みの有価証券報告書等を参照することで代えることができるよう、様式の改正を行って頂きたい。</p> <p>【提案理由】 信託社債は有価証券届出書第六号様式により開示をすることとされているが、現行法はSPCが受託者となって発行することを想定しているためか、当該様式では第三部【受託者、委託者及び関係法人の情報】において受託者、委託者等の関係者情報をすべからず記載することとされている。そのため、最近では信託銀行が受託者となって私募信託社債を発行する事例が増えているが、現行法は現在の信託社債の発行情形に適していない。既に継続開示を行っている信託銀行が受託者となる場合でも、必要以上に開示事務負担が重くなることに加え、目録見書の分量が極めて多くなる等、実務的なハードルが高くなる点が阻害要因の一つとなり、公募信託社債の発行には至っていない。</p> <p>本来、信託社債に関するリスクの所在としては信託財産に関する情報を適切に開示することが重要であり、投資家が適切にリスクを把握する観点からも、受託者・委託者が継続開示要件や周知性要件を満たしている場合には、当該受託者・委託者の有価証券報告書を参照する等の簡素な記載方法を認めて頂きたい。</p>	日本証券 業協会	金融 庁
184	10月31日	12月24日	公開買付け規制における買付け等および株券等所有割合の計算方法の見直し	<p>【具体的内容】 公開買付け規制のうち、いわゆる5%規制における「買付け等」および「株券等所有割合」の計算から、証券会社の商品有価証券勘定による通常のトレーディング業務にかかるものによる買付けを除外して頂きたい。これが可能でないなら、①単元未満株および②銘柄選択に関して恣意性の乏しいプログラム売買を除外していただきたい。</p> <p>【提案理由】 そもそも、証券会社のトレーディング業務は、市場の仲介目的で行われるものが主であり、特に社内規則等で証券会社が独自に議決権行使及びその指図をしないこととしている場合には、会社の支配権に影響を与えようとする意図がない。</p> <p>その中でも特に、証券会社は、業務の一環として取引所金融商品市場において取引することができない単元未満株を、顧客から買い取る要請を受けることがある。現状の制度では、このような買取りも公開買付け規制の適用となる買付け等とされており、顧客の利便性に資することができない。</p> <p>また、あらかじめ決められたプログラムに基づきシステムが(銘柄の選択も含め)自動発注する戦略や、株価指数先物に連動する現物株式のバスケットを裁定目的で売買する戦略は、いずれも銘柄の選択に関して恣意性が非常に乏しく、従って会社の支配権に影響を与えようとする意図がないと考えられる。</p>	日本証券 業協会	金融 庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
185	10月31日	12月24日	公開買付けにより取得した株券等を第三者へ譲渡している場合の公開買付届出書における記載の簡素化	<p>【具体的内容】 右記の「根拠法令等」に記載した事項に関して、当該第三者が「企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号」に規定する継続開示会社である場合には、公開買付届出書の「買付け等の目的」において『「第2公開買付者の状況」に掲げる事項と同一の事項（「1会社の場合」の「(2)経理の状況」を除く。）』を記載するのではなく、当該第三者が提出した有価証券報告書の事業年度の提出年月日を記載し、同有価証券報告書を公開買付届出書の添付書類とすることで、「買付け等の目的」における同一の事項の記載を省略できるようにすること。</p> <p>【提案理由】 公開買付者が継続開示会社に該当する場合には、公開買付届出書の第2 公開買付者の状況において、「(1)会社の概要」の記載に代えて、「(3)継続開示会社たる公開買付者に関する事項」を記載することができる(*)とされ、公開買付者の有価証券報告書等を公開買付届出書の添付書類とすることで、公開買付届出書における「(1)会社の概要」の記載を省略することができる。 同様に、上記の「提案の具体的内容」に記載した事項についても記載の省略が可能になれば、公開買付者における書類作成負担が軽減されるため。 (*)「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」の第二号様式における記載上の注意の「(17)継続開示会社たる公開買付者に関する事項」</p>	日本証券業協会	金融庁
186	10月31日	12月24日	自己株式を対象とする公開買付けにおける公開買付期間最終日から決済開始日までの短縮化	<p>【具体的内容】 自己株式を対象とした公開買付けにおいて、応募株主が法人のみで個人の大口株主判定が明らかに不要な場合は、決済開始日までの間隔を短縮できるものとする。(手続きとしては、公開買付届出書にあらかじめ当該記載をしておき、実際に短縮する場合は公開買付報告書及び結果の公表において繰上げた旨を記載する。)</p> <p>【提案理由】 金融商品取引法施行令第14条の3の3第5項第2号において「買付け等の期間が終了した後、遅滞なく行うこと。」と記載しており、大口株主判定が不要な場合は、当初予定の決済開始日を繰上げられるようにすることが適切と思われるため。</p>	日本証券業協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
187	10月31日	12月24日	公開買付制度の「株券等所有割合」計算における、買付者と特別関係者での重複加算の解消	<p>【具体的内容】 公開買付けの「株券等所有割合」の計算において、買付者の所有に係る株券等の数に加算すべき特別関係者の株券等の数から、特別関係者との間で引渡請求権等が存在するものを除外していただきたい。</p> <p>【提案理由】 現在、大量保有報告制度の「株券等保有割合」における分子の計算においては、保有者の株券等の数に合算すべき共同保有者の株券等の数から、保有者及び共同保有者の間で引渡請求権等が存在するものが除かれており、これらを重複して加算しないような手当てがなされている（金融商品取引法27条の23第4項、金融商品取引法施行令14条の6の2）。一方で、公開買付制度の「株券等所有割合」の計算においては、上記に相当する規定が置かれていない（金融商品取引法27条の2）。このため、例えば、買付者と特別関係者の間で株式の受渡しを約定日から6営業日以上先の日に行う内容の売買契約を締結している場合や、株券貸借を行っている場合であっても、同一の株式が重複して加算され、二重に計算されることとなってしまう。所有の実態をより適切に把握するためには、大量保有報告制度と同様に、重複計上を解消するための手当てが必要と考えられる。</p>	日本証券業協会	金融庁
188	10月31日	12月24日	銀行代理業における、事業性資金貸付の媒介の自由化	<p>【具体的内容】 銀行代理業において、事業の用に供するための資金の貸付又は手形の割引を内容とする契約の締結の媒介を、その契約における担保の種類や貸付けの金額に関わらず、取扱い可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 2008年7月より、銀行代理業として個人向けローン（主に有価証券担保）の取扱いを開始し、契約数と残高は順調に伸張している。現状は、事業性資金の借入については全てお断りしているが、これまでも、特に中小企業等の経営者や自営業のお客様からお客様個人名義や法人名義による事業性資金のお借入れの要望が多数寄せられている。銀行代理業において事業性資金の取扱いを可能とすることにより、お客様の利便性を拡大できると共にお客様の事業育成・支援に貢献でき、ひいては全国の店舗網を通じて銀行代理業を展開することで地域経済への貢献を果たすことができると考える。</p>	日本証券業協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
189	10月31日	12月24日	自己資本規制比率の緩和	<p>【具体的内容】 信用取引資産について: 受入保証金で担保されているにも拘らず、その計上額の2%をリスクとすることは、過大であると考え。適正な掛け目に改正するべきと考え。</p> <p>【提案理由】 受入保証金で担保されている信用取引資産について、その計上額の2%をリスクとすることは、取引の性格上、過大ではないかと考える。担保の管理を適切に行っている状況であれば、その計上額の1%もリスクがあるとは考えられない。適正な掛け目に改正するべきだと考える。</p>	日本証券業協会	金融庁
190	10月31日	12月24日	外国上場ETF・REITの投信法上の届出義務の緩和	<p>【具体的内容】 外国投信及び投資証券の募集や売上の取次等を金融商品取引業者が行う場合、発行会社に対して届出が義務付けられているが、外国取引所に上場されているETF・REITについて、発行会社との販売契約を締結していない金融商品取引業者が行う委託の取次等については、当該届出義務を課さないこととしていただきたい。</p> <p>【提案理由】 ETFは個人投資家にとって、外国証券の分散投資の手段として有用な金融商品である。現在、世界全体で3000銘柄を超すETFが外国金融商品市場で取引されている。しかしながら、投信投資法58条で募集の取扱い等が行われる場合においては発行者による届出が義務づけられており、この「募集の取扱い等」には募集の取扱いや有価証券届出書の提出が必要な売出しにとどまらず、外国金融商品市場での売上の取次や委託の取次も含まれているため、勧誘の有無にかかわらず、実質的に日本国内の投資家が金融商品取引業者を通じて国上場ETFを取引することを禁止する効果が生じている。なお、公開市場で売買されている商品であるため、日本の投資家が投資するに際して発行者の販売戦略等の意図は関係しない。したがって、発行者が日本の投資家が売買する可能性に配慮して主体的に日本語での届出を行うことは期待しづらい。また、同様に外国市場REITについても投信投資法220条において同様に発行者による届出が義務付けられており、同じく国内の投資家が金融商品取引業者を通じて取引することができない状況が生じている。外国株式や債券等についてはこのような制限はなく、自発的に投資を望む投資家が日本の規制当局の監督下でない海外業者に直接口座を開く可能性がある等の弊害もあるため、発行会社と販売契約を結んでいない第一種金融商品取引業者が行う委託等(金商法44条第1号で規定する「委託等」)及び有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引(金商法施行令第1条の7の3各号)並びに届出を要しない有価証券の売出し(有価証券開示府令第2条各号)について、投信投資法30条及び同法128条において、届出を要しないものとして規定していただきたい。</p>	日本証券業協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
191	10月31日	12月24日	投信乗換え規制の外国ETFに関する緩和	<p>【具体的内容】 投資信託の乗換え勧誘に際しては、金商業等府令123条1項9号において乗換えに関する重要事項の説明が義務付けられているが、金融商品取引所に上場されているもの及び店頭売買有価証券に該当するものについては適用が除外されている。一方、外国金融商品取引所に上場するものについては、金融商品取引所上場有価証券や店頭売買有価証券と同様に取引所又は類似の取引施設において売買されているにも関わらず、適用除外となっていない。国内の金融商品取引所に上場されているものと同様に、外国金融商品取引所に上場する受益証券についても説明義務の適用を除外していただきたい。</p> <p>【提案理由】 国内の金融商品取引所に上場されている受益証券等(所謂「ETF」)については金商業府令123条1項9号において、同号で規定する説明義務の適用が除外されている。これは、時々刻々と価格が変動する取引所上場証券について、価格水準を見ながらの乗換売買は当然に行われるとの想定に基づくものと思料するが、同号の「金融商品取引所」には外国金融商品取引所が含まれないため、外国金融商品取引所に上場されている受益証券又は投資証券については説明義務の適用が免除されていない。取引所又は代替取引施設において集団的な売買が行われ、時々刻々と価格が変化し、投資家による乗換売買が頻繁に生じているという性質に変わりがなく、取引都度の説明に要する時間によって投資家が売買タイミングを逃してしまうリスクも同様に生じるため、外国金融商品市場に上場されている受益証券及び投資証券についても、国内の金融商品取引所に上場されているものと同様に適用除外としていただきたい。</p>	日本証券業協会	金融庁
192	10月31日	12月24日	届出を要しない有価証券の売出しに係る外国投信の対象要件の緩和	<p>【具体的内容】 外国証券売出しが可能な外国投信の要件を緩和し、外国金融商品取引所に上場している投資信託の範囲を現金設定型や現金償還型も含むようにしていただきたい。具体的には、金融商品取引法施行令2条の12の3第1項8号で「のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第十二条第二号に掲げる投資信託の受益証券に類するもの」を削除する等の見直しを行っていただきたい。</p> <p>【提案理由】 ETFの本質的な商品性は、その基準価額の変動が対象指標の騰落率と(費用控除後ベースで)連動することを目指すものである。一方、ETFの対象指標は株価指数だけでなく、債券指数やコモディティの現物価格など多様なものに広がっており、対象指標への連動性を確保するため、その商品設計と運用に関し、様々な金融技術や金融商品、および設定・交換手法が活用されている。そのような状況において、投資信託及び投資法人に関する法律施行令12条2号に該当する形のETFは、各国に上場するETFのごく一部に過ぎない。また、施行令2条の12の3第1項8号口で「当該海外発行受益証券等が指定外国金融商品取引所に上場されていること」が要件となっており、ETFに限定する目的であれば、特段に受益証券の範囲を制限する必要は生じない。ETFは投資家にとって低コストで分散投資を行うことのできる有用な商品であり、投資家の選択肢を拡大し利便性を向上させるために緩和していただきたい。</p>	日本証券業協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
193	10月31日	12月24日	英文開示銘柄に関する説明義務に係る規制の緩和	<p>【具体的内容】 現在、「外国会社届出書等」を英語で記載して提出している有価証券については、顧客から有価証券の売買等の注文を受託する際にその旨の説明を行うことや説明書を交付すべきことが義務付けられているが、国内の金融商品取引所における取引以外の場合は交付義務・説明義務の対象外としてはいかがか。</p> <p>【提案理由】 国内上場外国株式等を国内において取引するには、国内市場への委託注文による方法、外国市場への委託注文による方法、証券会社で相対取引を行う方法(売出しに該当する場合を含む)の3つがある。 国内上場外国株式等を国内市場で取引する場合は、価格も円貨で表示され、立会時間内に指値・成行で購入できるなど、国内株式と全く同じ取扱となる。国内株式と同じ取扱でありながら、国内開示のみが日本語で行われていないため、英文で開示されることを説明する意義はあると考えられる。 一方、現行規制では、英文開示をしている外国株式等を外国市場で取引して購入する、あるいは証券会社との相対取引により購入する場合にも書面交付及び説明の義務が課されている。国内で上場していない外国株式等については、当然に各国の開示規制に則って開示されているのみで、日本語による開示は行われていないが、投資家もそれを期待するものではない。 国内に上場している又は国内で過去に公募増資等を行った外国株式等を外国市場で購入する(国内店頭取引を含む)という場合においては、「日本でも開示はされていますが、英語です」という説明をすることになる。前述のとおり、外国で英語で開示されていることは当然であり、さらに日本でも英語で開示されていることを説明することは、投資家にとって必要不可欠な情報とはいえないと考える。</p>	日本証券業協会	金融庁
194	10月31日	12月24日	PTSにおける信用取引の解禁	<p>【具体的内容】 PTSにおける信用取引を解禁してほしい。</p> <p>【提案理由】 現在PTSを取引の場として利用しているのは、主として国内外の機関投資家であるが、信用取引を解禁することにより、個人投資家がPTSにおいてより活発に売買できる環境が整えられる。その結果PTSに取り次がれる機関投資家の注文の約定機会も増え、市場の活性化につながると考えられる。</p>	日本証券業協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
195	10月31日	12月24日	会社法における自己株式処分手続の緩和	<p>【具体的内容】 「提案理由」において詳述するASR(Accelerated Share Repurchase)のような自己株式取得プロセスの下での自己株式処分については、募集株式の募集を行うなどの会社法の手続を不要としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 株式会社が保有する株式については、募集株式の募集を行うなど会社法の手続に基づいて処分しなければならないとされている(会社法199条1項)。株式会社が自己株式を対象とする現物決済のデリバティブを行い、決済時点で自己株式を交付することとなる場合、当該自己株式の交付は自己株式の処分として、新株発行と同様の手続が必要になることから、このような取引は行われていない。一方、米国においては、企業が自己株式取得を行う場合に、市場における自己株式の取得と並んで、ASR(Accelerated Share Repurchase)というスキームが多くの企業に採用されている。ASRは、以下の3つの取引から構成されている。</p> <p>①自己株式取得取引 企業が自己株式を取得するに当たり、証券会社が自己株式取得を行う企業の株式を貸株市場から入手して、当該企業に売却。</p> <p>②ショート・カバー 証券会社は、当該企業株式のショート・ポジションを解消することを目的として、市場から当該株式を買付けた後に、借り入れた株式を返却。</p> <p>③調整取引 証券会社による当該企業株式の平均買付価格が、企業による自己株式取得価格を上回るときは、企業がその差額を金銭または自己株式で証券会社に交付し、平均買付価格が、企業による自己株式取得価格を下回るときは、企業がその差額を金銭または自社の株式で証券会社から受け取り。米国企業は、ASRを活用することによって、大量の自己株式を上記の自己株式取得取引が行われる1日で実施することが可能になり、自己株式取得のアナウンスメント効果を高め、株主への利益還元を迅速に行うことが可能となっている。これに対して、日本企業は、上記の調整取引を行うためには、企業が自己株式を証券会社に交付する場合には、新株発行と同様の手続が必要となり、企業が自社の株式を証券会社から受け取る場合には、特定の株主からの相対取引による自己株式の有償取得に該当し、株主総会の特別決議が必要となるため、このような調整取引を要するASRを実施することができず、採り得る資本政策が制約を受けるといった観点からは、米国企業に対して競争条件でハンデを負っている。したがって、日米における競争条件を可及的に同じくするべく、特定の株主からの自己株式の取得手続の緩和(一昨年の規制緩和要望において要望済み。)は難しいとしても、せめてASRのような自己株式取得プロセスの下での自己株式処分については、募集株式の募集を行うなどの会社法の手続を不要とすべきである。</p>	日本証券業協会	法務省
196	10月31日	12月24日	確定拠出年金における支給要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・企業型における退職時の脱退一時金について、年齢到達要件および資産額の多寡にかかわらず支給可能とすべく支給要件を緩和すること ・上記要望が実現しない間も、企業型から個人型への移行者で、第3号被保険者等個人型に拠出できない者の中途脱退要件について、資産額の基準を現行基準から少なくとも100万円以下に引き上げるとともに、請求可能期間の要件を撤廃すること ・また、退職時の企業型での中途脱退要件について、資産額の基準を現行の1.5万円以下から少なくとも100万円以下に引き上げること ・現状の規制は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> (1)原則、企業型において退職しても60歳到達まで受給できない (2)資産が極めて少額(1.5万円以下)の者は、個人型に移行することなく退職時に企業型での脱退が可能 (3)企業型から個人型への移行者で、第3号被保険者等は、資産が少額(50万円以下)かつ加入資格喪失後2年以内の場合に脱退が可能 ・今般、年金確保支援法の公布により企業型から個人型への移行者の一部の者に対して脱退一時金の支給要件が緩和されるが、原則中途脱退が認められていない状況に大きな変化はなく、広く中途脱退給付が認められている確定給付企業年金等との制度と整合性がなく、制度普及の障害となっている。 ・例えば、企業を退職し第1号被保険者になった者が、2年超経過後に結婚等により第3号被保険者となる場合であって、第1号被保険者になった際に企業型から個人型へ「加入者」として移行したときは、第3号被保険者となった場合に資産が少額であれば脱退できるが、「運用指図者」として移行したときは、既に資格喪失後2年超のため資産が少額でも脱退できない。つまり、加入資格喪失後2年以内の要件の存在により、第3号被保険者となった場合の脱退可否に差異が生じるとおり、このような差異を設けるのは合理的でない。 ・さらに、企業型から個人型に移行後の掛金拠出を認められている者の掛金拠出は任意であるから、個人型での掛金拠出の有無によっても中途脱退要件に差異が生じており、このような差異を設けるのは合理的でない。 ・今後、特に退職金規程からの全面移行ニーズの強い中小企業等への更なる確定拠出年金の普及のために支給要件の緩和は有効である。 	社団法人生命保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
197	10月31日	12月24日	確定給付企業年金における老齢給付金の支給要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳超で定年年齢が設定されている場合、65歳超の規約で定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能とすること ・50歳未満の退職者について、50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能とすること ・現在、老齢給付金は、60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したとき、または、50歳以上65歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に退職したときに支給するものであることとされている。 ・そのため、定年年齢が65歳超の場合は、在職中の年金開始となる。また、現在、50歳0ヶ月で退職した場合は、即座に年金開始が可能であるが、49歳11ヶ月で退職した場合は、60歳まで年金開始とならない。 ・このように、所得が確保できている在職中の年金開始や、公的年金の支給開始前の退職直後に年金開始できないことは、公的年金とあいまって老後の所得を確保することを担う企業年金の役割を阻害する要因となっている。 ・特に、50歳未満退職者の50歳～60歳の間における老後の生活資金としての年金受給ニーズは高く、退職の発生時期によって年金開始時期を制限されることは早期退職を利用等の自由な人生設計を阻害する要因となっている。また、企業内の円滑な制度運営の観点からも50歳以上の退職者との均衡を図る必要がある。 ・これらの要件の緩和は、確定給付企業年金の普及促進に資すると考えられる。 	社団法人生命保険協会	厚生労働省
198	10月31日	12月24日	中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用	<p>中小企業者が確定給付企業年金を実施する場合において、中小企業者に該当しなくなった時のみに限らず、中小企業退職金共済の解約手当金を被共済者に返還せず確定給付企業年金の掛金に充当することを認めること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行は、中小企業退職金共済の実施事業主が中小企業者に該当しなくなった時のみに認められている。 ・一方、企業のアライアンスが活発化している現状においては、中小企業者が合併や事業譲渡などの組織変更を行なうケースも多い。中小企業退職金共済を実施している中小企業者が確定給付企業年金を実施している中小企業者と合併した場合などにおいて、確定給付企業年金の掛金に解約手当金を充当することによる退職金の事前積立金のスムーズな引継のニーズに対応できないため、合併等の障害となっている可能性がある。 ・また被共済者にとっては、合併時等の退職時ではないタイミングで解約手当金として返還されてしまうことになり、退職時所得としての本来の役割を果たせていない状況となっている。 ・確定給付企業年金は平成25年3月末時点で14,000件を超え、上記ニーズは多いものと想定される。 ・中小企業退職金共済は、中小企業にとって、本来の目的である退職時の所得確保の役割のみならず、公的年金開始までの従業員の老後の所得の確保の役割を果たしており、事業主にとって2つの役割を区分することはできない。その点においても確定給付企業年金等との親和性は非常に高い。 ・合併等により確定給付企業年金の制度変更時には労使合意を前提とする規制があるため、不当に被共済者の不利益になることは考え難い。 ・本要望は、中小企業退職金共済の利便性向上および確定給付企業年金の普及促進に資するものであると考えられる。 	社団法人生命保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
199	10月31日	12月24日	確定拠出年金の企業型における掛金の納付期限の弾力化	<p>確定拠出年金の企業型における掛金の納付期限について、特段の事情によって、翌月末日までに掛金を納付できなかった場合には、次回の納付時に2～3ヶ月分の納付を認める等の弾力化を図ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、企業型では、毎月の掛金を翌月末日までに資産管理機関に納付することとされているが、事業主の裁量外のシステムトラブルや制度運営者の万一の事務疎漏等により当月分の掛金が翌月末日までに資産管理機関に納付できない事態が生じた場合、当月分の掛金拠出は行われず加入者に不利益が生じることとなるため、納付期限の弾力化が必要である。 ・また、既に確定拠出年金を実施している事業所が合併等により組織再編を行う場合において、確定拠出年金規約の申請手続きに期間を要し合併日等の属する月の末日までに規約が承認されないときは、合併日等の属する月分の掛金拠出は行われず、加入者に不利益が生じることとなる。このような場合においては、合併日等に遡及した規約の承認とともに、掛金の納付期限の弾力化が必要である。 ・納付期限が翌月末日に限定され何ら猶予期間が認められていないことは、他の年金制度と比較しても硬直的であるため、上記の要因で掛金拠出が行われないことによる加入者の不利益回避の観点から弾力化が必要である。 ・本要望は、確定拠出年金の普及促進および円滑な運営に資するものと考えられる。 	社団法人生命保険協会	厚生労働省
200	10月31日	12月24日	確定拠出年金の企業型における掛金の払込方法の弾力化	<p>確定拠出年金の企業型における掛金の払込方法について、確定給付企業年金と同様に、事業主は掛金を年1回以上定期的に払い込むことが可能となるよう弾力化を図ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型では事業主は、一月につき拠出することができる事業主掛金の額の上限の範囲内で各月につき掛金を拠出することとされている。 ・一方で、確定給付企業年金では事業主は規約で定めるところにより、年1回以上、定期的に掛金を拠出することが認められている。 ・本要望の実現により、他の年金制度との整合性を図ることは、確定拠出年金の普及促進、事業主の収納事務の効率化および運営コストの削減に資するものと考えられる。 	社団法人生命保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
201	10月31日	12月24日	閉鎖型確定給付企業年金における労使間手続の省略	<p>受給者のみで構成される閉鎖型確定給付企業年金の規約制定・変更手続において、労働組合等の同意手続の省略を可能とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、受給者のみで構成される閉鎖型確定給付企業年金であっても、確定給付企業年金を実施または変更しようとするときは、特に軽微な変更を除き、労働組合等の同意を得て確定給付企業年金に係る規約を作成し、厚生労働大臣の承認を受ける等の手続を執らなければならないとされている。 ・受給者は労働組合の組合員等とは直接的に関係がないOB・OGであるため、労働組合等は同意に際し判断がつかないなど、閉鎖型確定給付企業年金を実施または変更する障害となることが想定される。 ・本要望は、確定給付企業年金の普及促進および円滑な運営に資するものであると考えられる。 	社団法人生命保険協会	厚生労働省
202	10月31日	12月24日	確定拠出年金における運用商品除外手続の緩和	<p>企業型年金において選定されている運用の方法を除外する場合の手続について、企業型年金規約で定めるところに従って、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合等の同意を得ることにより除外することを可能とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、確定拠出年金法第26条において、運用の方法を除外する場合、原則として、当該運用の方法を選択している加入者等の全員から同意を取り付けることとされている。 ・しかし、加入者等の全員から同意を取り付けることへの負荷から、運用の方法の除外は殆ど実施されていないのが実情である。 ・一方、長期にわたる確定拠出年金の運営においては、運用の方法の選定後の金融市場動向など様々な事情により運用の方法を除外することが加入者等にとっても利益となる場合がある。 ・また、確定拠出年金制度の実施から約10年を迎え、運用の方法にかかる費用(例:投資信託の信託報酬)が下がる等の理由で新たな運用の方法を追加する一方、既存の運用の方法の除外が実施されない結果、徒に多数の運用の方法が提示されることで加入者等の混乱をきたす恐れがあることから、実施事業主の間には運用の方法を除外したいというニーズがある。 ・運用の方法の除外につき、加入者等からの同意取得を原則としつつも、労働組合等の同意による除外も可能とすることで、事業主や加入者等にとって使い易い制度となり、制度の円滑な運営に資するものと考えられる。 ・なお、本要望は、第166回通常国会に提出された被用者年金一元化法案において、確定拠出年金法の改正内容として盛り込まれていたものである。(当法案は審議未了廃案) 	社団法人生命保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
203	10月31日	12月24日	確定給付企業年金、存続厚生年金基金の財政運営についての弾力化	<p>継続基準に抵触した場合において、解消すべき不足金を許容繰越不足金を上回る部分までとする下方回廊方式を可能とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算に基づく財政検証において継続基準に抵触した場合については、現在、財政計算を行い、不足金を全て解消することとなっている。 ・継続基準はあくまで積立水準について、積立不足が一定の範囲（許容繰越不足金）を超えて拡大していないかどうかを検証する趣旨のものであること、また少なくとも5年以内には財政再計算を実施して全ての不足金を解消することとなっていることから、継続基準に抵触した場合の財政計算においては、解消すべき不足金を許容繰越不足金を上回る部分までとする下方回廊方式が合理的である。 ・なお、平成21年7月27日付で、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令が発出され、平成24年3月31日までの期間の日を基準日とした継続基準に抵触した場合の財政計算については、下方回廊方式が認められていた。 	社団法人生命保険協会	厚生労働省
204	10月31日	12月24日	確定拠出年金における承認・申請手続きの簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・規約の変更等時において、届出で足りる（もしくは届出不要の）範囲を拡大する（例えば、掛金に係る規定の条項の移動等、確定給付企業年金では認められている実施事業所の増加に伴う変更等）こと ・確定給付企業年金と同様に、被合併法人から合併後存続する法人に、制度を実施する事業主の地位を承継できる措置等を講ずること ・企業型の規約の変更等にかかる手続きは、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認を受けなければならないが、届出で足りる範囲は限定的である。 ・これまで、届出で足りる規約変更内容の拡大等が図られたが、本要望の趣旨を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定拠出年金の一層の普及および健全な制度運営を図ることが期待される。 	社団法人生命保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
205	10月31日	12月24日	中小企業退職金共済から確定拠出年金の企業型への移行措置の導入	<p>中小企業退職金共済を実施している中小企業者が、中小企業者に該当しなくなった時、確定拠出年金の企業型への移行を認めること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業退職金共済の実施事業主が中小企業者に該当しなくなった時の、中小企業退職金共済からの移行先として、現在、確定給付企業年金は認められているが、確定拠出年金の企業型は認められていない。 ・中小企業退職金共済は、中小企業にとって、本来の目的である退職時の所得確保の役割のみならず、公的年金開始までの従業員の老後の所得の確保の役割も果たしており、事業主にとって2つの役割を区分することはできない。 ・確定給付企業年金と確定拠出年金の企業型は、共に企業の退職金制度の一部または全部を担う目的で普及している制度であるにもかかわらず、確定給付企業年金への移行は認められ、確定拠出年金の企業型への移行が認められないといった差異を設けるのは合理的ではない。 ・確定拠出年金の設立時には労使合意を前提とする規制があるため、被共済者の利益や権利が不当に阻害されることはない。 ・本要望は、中小企業退職金共済の利便性向上および確定拠出年金の普及促進に資するものと考えられる。 	社団法人生命保険協会	厚生労働省
206	10月31日	12月24日	確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行要件の弾力化	<p>確定給付企業年金の実施事業主等が、確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金の企業型へ移行する場合において、確定給付企業年金の積立金を確定拠出年金の企業型の個人別管理資産に移換することができる者（移換加入者）となる者のうち、半数超が移換相当額を一時金で受取ることを希望しても、制度移行を可能とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、確定給付企業年金の実施事業主等が、確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金の企業型へ移行する場合、移換加入者となる者の半数以上の同意を取り付けることが要件となっている。 ・また、移換加入者となる者は、制度の移行自体に同意しない場合に限り、確定給付企業年金からの移換相当額を一時金で受取ることができることとされている。 ・これにより、移換加入者となる者の半数超が移換相当額を一時金で受取ることを希望した場合、併せて制度移行に同意しないこととなり、移行そのものが実現しないという問題が発生しうる。 ・移換相当額を一時金で受取ることを希望しても、制度移行自体には賛成している者がいると考えられることから、移換相当額を一時金で受取るか否かにかかわらず、移換加入者となる者の半数以上の同意があれば、制度移行を可能とすべきである。 ・本要望の実現により、確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行がより柔軟となることから、企業年金の普及促進に資するものと考えられる。 	社団法人生命保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
207	10月31日	12月24日	厚生年金基金における解散手続きの簡素化	<p>厚生年金基金の解散が円滑に進むよう、解散認可申請等に係る諸手続きの簡素化(例えば、特例解散制度等における解散認可申請前の記録突合の効率化、解散認可書類の一つである責任準備金明細の簡素化)を図ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金制度の見直しを盛り込んだ「公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、厚生年金基金の解散・他の企業年金制度への移行は、特例措置が適用される法施行(平成26年4月1日予定)から5年の間に集中することが想定される。 ・同法においては、基金の解散決議等に必要同意基準の緩和等の措置が図られているが、基金の解散認可申請等に係る諸手続きの簡素化は図られていない。 ・基金の解散を円滑に実施するためには、意思決定のための要件を緩和するだけでなく、解散認可申請等に係る諸手続きを効率化・簡素化することによって、基金関係者の負担を軽減することが求められる。 ・本要望はより円滑な解散手続きの実現に資するものと考えられる。 	社団法人生命保険協会	厚生労働省
208	10月31日	12月24日	厚生年金基金から他の企業年金制度への移行促進策の実施	<p>厚生年金基金から他の企業年金制度等への移行が円滑に進むよう、現行の企業年金制度の設立・運営手続きの更なる簡素化及び簡易な手続きで設立できる企業年金制度の実現を図ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金制度の見直しを盛り込んだ「公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、一部の健全な基金を除き、厚生年金基金は解散又は他の企業年金制度へ移行することとされた。 ・同法においては、各事業所が上乗せ部分の給付を継続していくための支援策として、各事業所が残余財産を他の企業年金制度等に移行できるよう措置されたが、基金の実施事業所の多くが中小企業であることを考えれば、現行の企業年金制度の設立・運営手続きの更なる簡素化及び簡易な手続きで設立できる企業年金制度の実現が求められる。 ・本要望は、基金から他の企業年金制度への移行促進に資するものと考えられる。 	社団法人生命保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
209	10月31日	12月24日	都市計画法第34条第4号の市街化調整区域の基準見直し	<p>都市計画法第34条第4号は、市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第一種特定工作物の建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為に限定列挙しているが、平成21年改正農地法の制度改正により、大規模農地では農産物の処理、貯蔵若しくは加工に限定するのではなく、農産物の生産工程そのものに一定規模の管理棟などが不可欠の状況にあり、県単位では同法第34条第4号の例外的部分については6次産業化も含め、運用により開発審査会を通じて許可はしていく方針のところもあるが、改正農地法の制度趣旨を図るためにも同法第4号の見直しを図られたい。</p> <p>平成21年改正農地法は、農地の利用関係の促進と規模拡大を図ろうとしています。農地の賃貸借と大規模農地の期待は単に米作圃場の集約化のみならず、畑地における農業生産法人や株式会社の野菜生産等の大規模化に対応したものと思われま。一定品質の野菜生産農場では機械化とともにコンピューター制御、衛生管理の徹底など従来農法では予想し得ない農業現場が進出している現状です。大規模農場の一部にこれらを総合的に管理できる管理棟が不可欠と言っても過言ではありません。しかし、現行都市計画法34条の存在根拠は、市街化調整区域内の開発を規制する狙いが根底にあり小規模の農業用貯蔵棟か加工場の建築など開発を例外的に認めるに過ぎません。本来、このたびの農地法の改正は上記の農業生産現場の進出も予想されたように思われます。改正農地法の制度目的が果たせるよう都市計画法の基準の見直しを求めます。</p>	日本行政書士会連合会	国土交通省
210	10月31日	12月24日	民間事業者による行政情報の有効な利活用を推進するなど官民が保有する情報を連携するための基盤の構築	<p>お客さまにとっての利便性の向上(確実な保障の提供及び手続負担の軽減等)、行政及び民間事業者のサービスの品質の向上や事務効率化・コスト低減を図る観点から、行政が保有するお客さまの住所等の情報について本人からの要請や事前の同意等により民間事業者による有効な利活用を推進するなど、官民が保有する情報を連携するための基盤を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、官民が保有する情報を連携する基盤が存在しないことから、情報の有効な利活用が図られておらず、国民・行政・民間事業者に多大なコスト・時間・労力がかかっている。番号法により導入される制度でも、民間事業者が行政情報を有効に利活用するために、制度開始当初から官民間で情報連携を行うことはできない。 ・東日本大震災に際し、生命保険会社は被災地の戸別訪問等により安否確認をし、請求勧奨に努めたが、災害時に生命保険会社からの照会に対して警察や市区町村が被災した被保険者の個人番号や死亡情報、最新の住所、避難先を提供できれば、確実な保障の提供が可能となる。 ・同法では利用範囲が社会保障等に限定されているが、公的保障を補完する生命保険事業の公共性に鑑み、平時に生命保険会社が本人の同意を前提に行政情報を利用できれば、迅速かつ確実な保険金等の支払や適切な保全サービスの提供が可能となり、安全・安心かつ豊かな国民生活の実現に寄与する。例えば、終身年金や死亡保険金の支払等に係る生死情報、最新の住所等について、生命保険会社が個人番号を利用して行政機関に照会を行い、回答が得られれば、確実な保障の提供が一層可能となる。 ・さらにマイ・ポータルが整備され、生命保険会社が利用者フォルダを利用して通知を行えば、お客さまの利便性が一層向上する。例えば、法令等に基づく保険料控除証明書の交付等を行えば、必要な最新情報をタイムリーかつ確実に提供することが一層可能となる。 ・同法では法施行後3年(平成30年秋)を目途に検討を行い、所要の措置を講ずるとされているが、適切な情報管理を前提に官民間の情報を連携する基盤を構築し、国民の利便性の向上を図り、行政や民間事業者のサービスの品質向上や事務効率化を図る必要がある。 	社団法人生命保険協会	内閣官房

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
211	10月31日	12月24日	行政機関等からの照会に係る事務手続の簡素化	<p>行政機関及び民間事業者の事務効率化・コスト削減を図る観点から、行政機関等による生命保険会社に対する保険契約の有無・内容(契約日・保険種類・保険金額等)に係る照会文書の様式統一化を図っていただきたい。</p> <p>また、税・社会保障分野で番号制度が開始されることを受け、回答時の名寄せへの個人番号の利用、情報提供ネットワークシステムなどを活用した電磁的方法による照会・回答についても検討いただきたい。</p> <p>・現在、行政機関等は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている。(ある生命保険会社では平成24年度に約100万件の税務関連の照会を受けている。)生命保険会社はこのような行政機関等からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なことから、手作業で名寄せ等に必要項目の目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に事務処理を行い、回答を行っている。</p> <p>・照会文書の様式統一化が図られれば、生命保険会社における事務コスト削減及び正確かつ迅速な事務の実現だけでなく、例えば、生活保護申請の受理までの期間短縮化を通じ、真に保護すべき国民の迅速な保護への貢献が期待される。</p> <p>・また、番号法では、制度を導入することにより行政事務の効率化を図る効果が期待されている。税務署・福祉事務所からの照会は社会保障・税分野に係る行政事務にあたるため、生命保険会社にて個人番号を利用して名寄せが可能となれば、一層正確かつ迅速な事務を実現することができる。</p> <p>・さらに、情報提供ネットワークシステムなどを活用した電磁的方法による照会・回答が実現すれば、行政機関等における印刷・郵送コストを削減し、行政事務の効率化を図ることができる。行政機関等からの照会の電子化の目的は、電子政府の目的である「行政分野へのICT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しによる国民の利便性の向上や行政の合理化、効率化及び透明性の向上」にも合致しており、電子政府推進の一端を担うことが期待される。また、紙資源のペーパーレス化が推進され、持続可能な社会作りに貢献することができる。</p>	社団法人生命保険協会	法務省、内閣省、厚労省、内閣省、警察庁
212	10月31日	12月24日	生命保険料控除証明書の電子媒体(PDFファイル等)での発行	<p>「生命保険料控除証明書」を紙媒体(ハガキ等)だけでなく、「契約者向け専用WEBサイト(マイページ)」等を通じて電子媒体(PDFファイル等)で提供できるようにする。</p> <p>電子媒体(PDFファイル等)を契約者が自宅プリンター等で印刷し、確定申告資料として使用できるようにする。</p> <p>・現行「生命保険料控除証明書」は生命保険会社が作成(印刷)した紙媒体(ハガキ等)でなければ、申告資料として使用できないため、会社から契約者宛郵送する方式が一般的である。</p> <p>・そのため、毎年、確定申告(または年末調整)の時期に「届いていない」といった申出が急増しており、また、紙媒体で再作成し郵送することで、税務署(または雇用主)への提出が間に合わないケースが発生している</p> <p>・保険会社が「契約者向け専用WEBサイト(マイページ)」等を用いて控除証明書を電子媒体(PDFファイル等)で発行し、契約者自身が印刷したものを申告資料とすることで、郵送未達や紛失がなくなる。また、何らかの理由により至急で発行する際も、発行直後に利用可能となる。</p> <p>・将来的にはマイナンバー制度とその利用ネットワークを利用して税務申告を簡便化していくことにも資する取組みになる。</p>	社団法人生命保険協会	財務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
213	10月31日	12月24日	建設業法上の役員要件	<p>法人が建設業の許可を受けるにあたっては、原則として、許可を得ようとする範疇と同種の許可を有する会社で5年以上役員等経営業務の管理責任者の地位にあった者を最低1名常勤の役員としておく必要がある。以下に説明する理由により、当該要件を撤廃していただきたい。当該要件を満たす者に不測の事態が生じた場合のことも考えると、建設業許可を有する法人は、実際上はこうした要件を満たす役員を少なくとも2名確保しておく必要がある。また、要件を満たす役員等の退職その他の理由による退任も視野に入れた後継プランを念頭におくと、5年の要件を満たすべく、その候補として役員等を複数確保しておく必要がある。この要件は、適正な建設業の経営を期待するために必要であるとされるが、なぜ建設業の経営に限ってこのような経験を有する者が必要なのか、理由が明らかでない。また、建設業に新規に参入しようとする場合には、既存業者の現在または過去の取締役を自社の役員として迎え入れる必要が生ずるが、これは必ずしも容易ではなく新規参入の阻害要因となり、公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがある。さらに、以下のような理由により、特に外資系企業参入を阻害するものである。曰般に外資系企業においては人材の流動性が高く、経営人材を確保するためのコストもかかる。日本においてのみ、相当長期にわたって経営人材を固定する必要が生じ、グローバルでの経営人材の戦略的・最適配置が困難となる。合併当事者の一方のみが建設業法許可を有する場合に、こちらを消滅会社とする合併が困難となり(建設業許可は合併後承継されない)、M&Aを通じた参入が阻害される可能性がある。また、現行会社法では、取締役会設置を不要とし取締役は1名で足りるとするなど、経営判断に機動性をもたせる新たなガバナンス・モデルの採用が可能となっている。前述の建設業法の要件は、こうした新たなガバナンス・モデルの採用を困難とする。当該要件は、一般にいわゆる建設業と考えられている業界だけでなく、工事を伴うIT・インフラ関連機器や医療機器の業界にも影響する。よって、こうした分野での外資参入におけるハードルとなる。さらに、新たなガバナンス形態の方向性と乖離し、また、経営人材を日本に固定することで、海外での人材活用・育成の機会喪失を招くと考えられる。</p>	民間企業	国土交通省
214	10月31日	12月24日	金融商品取引に係る広告における表示項目の記載の簡素化	<p>金融商品取引法第37条、同施行令第16条等において、金融商品取引業者が金融商品取引業に関する広告を行う際に記載すべき事項(「以下、「リスク情報」という。)」を規定しているが、これを合理化すべきと考えます。具体的には、リスク情報を必要最小限の記載(テレビ・ラジオCMの特例における4項目、(1)金融商品取引業者等の商号等(2)金融商品取引業者等である旨・登録番号(3)元本損失・元本超過損が生じるおそれがある旨(4)契約締結前交付書面等の内容を十分に読むべき旨)にとどめるべきと考えます。現在の規制においては、リスク情報の表示事項が多岐にわたり、また、表示事項によっては複雑な内容もあり、取引時に認識しておくべき重要なリスク情報がかえって認識しづらくなっているものと考えます。そこで、このようなリスク情報を、金融商品取引を行う上で特に重要な記載に限定する等により、リスク情報を合理化することがリスクの認識にとって、より実効性があるものと考えます。また、リスク情報については契約締結前交付書面にも同様の記載があり、広告におけるリスク情報と同様の内容を認識する機会があることから、上記のとおりリスク情報を合理化したとしても特段不利益となるものではないものと考えます。</p>	民間企業	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
215	10月31日	12月24日	店頭外国為替証拠金取引に関する不招請勧誘禁止の撤廃	<p>店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法第38条第4号及び金融商品取引法施行令第16条の4第1項により、「投資者の保護を図ることが特に必要なもの」として「勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為」が禁じられているが、これについて、当該条項の制定当時の状況の変化を踏まえ、撤廃又は合理的な緩和を要望する。本条項は平成19年9月30日の改正施行時より設けられたものであるが、改正法制定当時の議論では、不招請勧誘の禁止条項は「業者の営業の自由を制限」する面もあるとして限定的な適用としつつも、店頭外国為替証拠金取引に関してはレバレッジが高いなどの商品性や執拗な勧誘が横行していた実態などから「適合性原則の遵守をおよそ期待できないような場合」と整理され、同条項の適用対象とされた経緯がある。確かに当時は400倍もの高レバレッジを提供する業者も存在したが、現在は25倍までとする規制上の手当てがなされ、その他の取引適正化と併せて、当時の状況とは大きく変化しているところである。このような環境変化の下では、勧誘受忍意思の確認義務（法第38条第5号）及び再勧誘の禁止（法第38条第6号）が他取引と同様に課せられているのであれば、店頭外国為替証拠金取引について格別の取扱いをする意義は乏しくなったのではないかと考える。</p> <p>については、上記のような環境変化を踏まえて、店頭外国為替証拠金取引に関して不招請勧誘禁止規定の適用廃止又は合理的な緩和に向けた適切な議論が行われることを要望する。</p>	民間企業	金融庁
216	10月31日	12月24日	金融商品仲介業者における店頭外国為替証拠金取引の取扱いの追加	<p>金融商品取引法第2条第11項において、金融商品仲介業者の範囲として、店頭デリバティブ取引の媒介を追加していただきたい。</p> <p>外国為替証拠金取引には、金融商品取引所において行われる市場デリバティブ取引と、顧客と業者が相対で取引を行う店頭デリバティブ取引が存在するが、現状、後者の取扱高は前者を大きく上回っており、より多くの投資者が店頭デリバティブ取引を利用している。一方で、法第2条第11項は金融商品仲介業者の範囲として、市場デリバティブ取引に係る媒介業務を含めている（同項第2号）ところ、店頭デリバティブ取引に係る媒介業務は含まれていない。従って、現状、店頭デリバティブ取引に係る外国為替証拠金取引について、金融商品仲介業者はその媒介業務を行うことができない。</p> <p>金融商品仲介業者は、その実態として、金融商品取引業者から独立した立場で投資勧誘を行うものであるから、金融商品取引業者自身が行う投資勧誘より中立性があると考えられる。店頭デリバティブ取引に係る外国為替証拠金取引については、レバレッジ規制やロスカット規制など、これまで累次の適正化が図られてきたことから、市場デリバティブ取引に係る外国為替証拠金取引と区別する特段の理由はないと考える。</p> <p>については、上記のような環境変化を踏まえて、店頭デリバティブ取引に係る外国為替証拠金取引の媒介業務について、これを金融商品仲介業者の範囲に含むべく、適切な議論が行われることを要望する。</p>	民間企業	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
217	10月31日	12月24日	食品衛生法上の飲食店営業（オープンテラス、移動販売、屋台）	日本におけるテラス席のカフェ・レストラン営業、移動販売や屋台に関する規制をもう少し緩和、または政官の適切な規制下で推進してほしいと思います。自分自身が何か経営しているわけではないのですが、海外旅行でよく目につくのは開放的で外国人でも気軽に利用しやすいオープンテラスのレストランやカフェ。またタイや台湾など東南アジア圏では屋台街は観光名所に。これらは外国人観光客数増加を目指す日本でも効果があると思います。ヨーロッパでは街の景観の為に積極的にテラス席を取り入れ、公道でも営業をしている所もあります。また日本は山、川、湖と景観が美しい場所が多く、四方を海に囲まれた国であるにもかかわらず、その海や風景を上手く拝借させてもらってないように思います。多くの外国人観光客が訪れる国や地域のように、オンザビーチや絶景の中のテラス席のカフェレストラン、ビーチクラブはほぼありません。自然災害対策も大切ですが、沖縄はじめ、まず一部区域を自由特区にしてみるのはいかがでしょうか。ご参照までに海側、山側共にとても上手く利用出来ているのが自分が訪れた国の中ではインドネシアのバリ島だと思います。	個人	厚生労働省
218	10月31日	12月24日	吊上げ式自動車車庫（タワーパーキング）の取扱いについて	<p>【具体的内容】 建築基準法第48条また別表第2より、第1種、第2種住居地域において自動車車庫を建築する場合、階数が2以下でなければならないが、昭和35年の建設省通達（住発第368号）により、吊上式自動車車庫は収容台数や高さによらず、一律原則3階以上に該当するものとされており、建築できない。本通達における階数の取扱いを撤廃または建築基準法第48条についても階数を1とみなす等明示すべきである。</p> <p>【提案理由】 1、上記住居地域に建築可能な用途、規模に対して各地方公共団体の制定している条例により定められた附置義務台数の割合が大きく、建築計画上不経済な形状、仕様（地下駐車場等）を強いられるケースが多々見受けられる。特に都心部の限られた敷地で収容効率の高い吊上式自動車車庫が建築可能となることで効率的、経済的な建築計画が可能となる。 2、通達が施行されてから約半世紀を経て、現在では吊上式ではなくエレベーター式が主流となっている。また、技術的にも進歩し、騒音や振動等について大幅に改善されており、景観面でも工夫することが可能となっていることから住居地域の環境を害する影響は少ないと考えられる。 3、法解釈の面では吊上式自動車車庫は床に拡がりがなく、可動式のため階を算定するには不明確である。 4、耐火建築物である吊上式自動車車庫の高さに関しては、他の法律（斜線制限や日影規制等）にて規制することができるため、階数で制限する必要はない。</p>	個人	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
219	10月31日	12月24日	外国法人との新規国際ローミング契約締結に係る認可について、届出制へ変更すること	<p>【要望内容】 外国法人との新規国際ローミング契約締結に係る認可を届出制へ変更することを要望します。</p> <p>【要望理由】 電気通信事業法施行規則一部の改正により(平成19年6月5日)、外国政府等との協定等の締結・変更等の認可対象範囲を縮減する規制緩和措置が講じられました。 (※既に音声通話の協定を締結している事業者とのTV電話の追加するときに精算料金が音声電話を上回らない場合、また既に協定を締結している事業者が提供事業者を追加するときに精算料金が増加しない場合が認可対象外となった) 本措置は一定の効果があるものの、国際ローミング協定を新たな事業者と締結する際、認可までに約2～3週間を要している状況であり、国際ローミングの締結プロセスにおいて大幅な遅延が発生し、迅速な通信サービス提供の阻害要因となっています。昨年度の規制改革要望において、新規事業者との国際ローミング協定に係る認可申請廃止について意見を提出させて頂きましたが、総務省殿見解において、「当該認可規定に係る協定は、電気通信事業者が国際ローミングサービスを提供するに当たってのベースとなる契約であり、外国法人等が我が国電気通信事業者を不当に差別的に取り扱うなどの場合には、我が国の利用者の利益に重大な影響を与える可能性がある」とのご懸念を示されています。しかしながら、そもそも通信事業者は、自社ユーザの利便性や料金等を勘案し、外国法人を選定を行うインセンティブが存在することや、各国の電気通信市場が競争市場となっていること等から、届出制においても、「外国法人等が我が国の電気通信事業者を不当に差別的に取り扱う」事態に陥らないことは十分に担保可能と考えます。また、10月1日付「規制改革ホットライン」で受け付けた提案等に対する所管省庁からの回答において、提案事項「国際ローミング協定における認可対象範囲の縮減(規制緩和措置)」に対する総務省回答では「協定の締結状況及び内容を正確に把握するための、年度報告が必要」と示されていますが、届出制でもこの趣旨を十分満たすことが可能です。以上を鑑み、届出制に制度変更することで、協定締結等までの時間も大幅に短縮することが期待できることから、電気通信事業者の事業スピードの向上が図られ、国民の利益となるものと考え、是非、本件における見直しを実施いただきたく存じます。</p>	ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社	総務省
220	10月31日	12月24日	NGNアンバンドル(音声の優先制御の開放)	<p>現在、NGN上での0AB～J番号を用いた品質保証型でのIP電話サービスは、未だNTTしか提供しておらず、NGNにおける公平な競争環境が整っているとはいえない状況です。 又、2012年8月に開催された「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」においても、いくつかの事業者から、帯域保証機能の提供を求められていることも公表されています。 このため、公平な競争環境整備のため、早期にNGNにおける帯域保証機能のアンバンドルについて議論を実施し、実現させることが必要であると考えます。</p>	ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社、ZIP Telecom株式会社	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
221	10月31日	12月24日	ドライカップ等、メタル回線に係る接続料算定方法の見直し	<p>【要望内容】 アクセス網のメタル回線から光ファイバーへの移行が進展していることを踏まえ、メタルサービスでの競争環境を維持し円滑な移行を実現すべく、アクセス網全体としてのコスト最適化やコスト算定方法の見直しを図るべきと考えます。</p> <p>【要望理由】 近年、加入電話、直収電話、DSLの契約者数が減少傾向にあり、これらメタル回線の減少に伴い、ドライカップ等、メタル回線に係る接続料は上昇傾向にあります。メタル回線数は減少傾向にあるものの、メタル回線を利用したサービスは、光サービス提供エリア外のユーザや、国内景気の長期低迷等によりサービス価格面でメタル回線サービスに頼らざるを得ないユーザにとっては唯一のアクセス手段ということには変わりなく、依然として社会生活や経済活動の基盤を支える重要な通信サービスを担っています。そのため、平成25年5月に、「メタル回線コストの在り方に関する検討会」報告書が取り纏められ、メタルケーブルに係る耐用年数の見直し、施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線へのコスト配賦方法の見直しが整理されました。しかしながら、本見直しにおいて、短期的な接続料の上昇抑止は見込まれるものの、長期的にはメタル回線接続料が上昇していくことは避けられないと考えます。メタルサービスでの競争環境を維持しつつ、光サービス等の新しいサービスへ円滑な移行ができるように施策を講じる必要があるため、ボトルネック設備であるNTT東西のアクセス網全体としてのコストの最適化や接続料規制の在り方について見直しを図って頂きたいと考えます。</p>	ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社	総務省
222	10月31日	12月24日	風力発電事業に係る環境影響評価法に基づく環境影響評価(アセスメント)の審査期間の短縮	<p>風力発電事業に係る環境影響評価法に基づく環境影響評価(アセスメント)は、太陽光発電パネル等の再生可能エネルギー発電事業に準じた審査期間としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 風力発電事業に係る環境評価手続きは着工まで3~4年を要し、負担が大きい。ため。</p> <p>【現行規制の概要】 環境影響評価配慮書(審査期間90日程度)、環境影響評価方法書(同180日以内)、環境影響評価準備書(同270日)、環境影響評価書(同30日以内)を作成し、所定の行政手続きを経る必要があるなど、環境影響調査に3~4年程度の時間を要する上、同時並行による認可申請手続きも認められていない。</p>	一般社団法人第二地方銀行協会	環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
223	10月31日	12月24日	太陽光発電事業における屋根・屋上の賃借に係る登記制度の整備	<p>太陽光発電事業における屋根・屋上の賃借に係る登記制度を整備いただきたい。</p> <p>【提案理由】 太陽光発電事業は、土地を賃借して設置するケースに加えて、事業者が他の事業者等の屋根・屋上を賃借して設備を設置しようとする事も想定されるものの、現状では建物の一部である屋根の賃借権については登記ができないこととなっているため、発電事業者にとっては屋根を借りる権利が担保されない。屋根の所有者と発電事業者との賃貸借契約が成立しても、当事者間での有効性しか持たないため、建物の所有権が第三者へ移転した場合に対抗できないおそれがある。このため、太陽光パネルの設置は、官公庁の建物を利用する場合等に制限されているのが現状である。</p> <p>【現行規制の概要】 不動産の一部についての登記はできない。</p>	一般社団法人第二地方銀行協会	法務省
224	10月31日	12月24日	フェムトセル基地局の技術基準等の緩和	<p>【要望内容】 フェムトセル基地局における、以下の技術的規制について、緩和を要望します。 (1) 空中線電力は、100 mW (EIRP : 等価方輻射電力) 以下であること。 (2) 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。 (3) 最大空中線電力が20mWを超えるものは、防護措置等の対象となること。</p> <p>【要望理由】 昨今、携帯電話のトラフィック増加は目覚ましく、これらユーザの利便性確保や電波の有効活用の観点からも、フェムトセル基地局の設置が非常に有効です。それを考慮すると、これらソリューションの普及は必須と考えられ、今後の速やかな普及のために次の理由により、上述の内容を要望します。 (1) について 本技術基準が緩和した場合、電波対策エリアの拡大が実現する事により、オフィスや工場等での電波対策コストを低減することが可能です。 (2) について 本技術基準が緩和した場合、外部アンテナの利用が可能になる事により、オフィスや工場等での設置の自由度が拡大します。 (3) について フェムトセル基地局は100mW以下の小出力であるため、携帯電話端末(出力250mW)と同等の運用基準とすることで、利便性の向上を図ることが可能です。</p>	ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
225	10月31日	12月24日	陸上移動局免許(22,26,38GHz帯)申請における移動範囲の全国化	<p>【要望内容】 陸上移動局免許(22,26,38GHz帯)に係る申請において、利用区域ごとに総合通信基盤局に対して申請する現状を見直し、当該移動局の利用区域を限定せずに申請できるよう変更することを要望します。</p> <p>【要望理由】 現在、陸上移動局免許(22,26,38GHz帯)は、当該陸上移動局を運用する予定のある区域の総合通信基盤局に対し、区域ごとに申請手続きが必要となっています。一方で、各総合通信基盤局に対する区域ごとの免許手続きが必要とされない陸上移動局もあります。当該陸上移動局についても、免許申請時の手続きを改善いただくことで、電気通信事業者は全国規模での設備計画を立案することができ、日本全国において、適切に設備を配備・稼働させることが可能となります。よって、当該陸上移動局に係る申請制度の見直しを要望します。</p>	ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社	総務省
226	10月31日	12月24日	特定商取引に関する法律による、通信販売電子メール広告規制の見直し	<p>【要望内容】 現在、特定商取引に関する法律では、通信販売電子メール広告は、特定電子メール法と異なり、販売業者や役務提供事業者とメール受信者が「取引関係」にある場合であっても事前承諾なく送信できないとしていますが、通信販売電子メール広告も、特定電子メール法と同様に、販売業者や役務提供事業者とメール受信者が「取引関係」にある場合は、事前承諾取得の例外としていただくことを要望します。</p> <p>【要望理由】 通信販売電子メール広告も、通信販売の要素を含まない電子メール広告も、受信者にとっては電子メール広告であることには違いはなく、事前同意の側面で規制内容を異にする根拠は薄いと思料します。販売業者や役務提供事業者と受信者間に「取引関係」がある場合は、販売業者や役務提供事業者側で、メールの送信数、送信内容等について一定の配慮をすることを前提に、特定電子メール法と規制内容を統一することを求めます。</p>	ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
227	10月31日	12月24日	「通信の秘密」に該当する通信履歴等データの活用に向けた規制緩和・考え方の整理(ビッグデータ活用)	<p>【要望内容】 「通信の秘密」等の法令の保護により、電気通信事業者の扱う運用データ(位置情報や通信履歴等)の利活用が進んでいないことから、その利活用に関わる考え方について見直しを行い、当該データの性質や利用目的、匿名化措置状況等を踏まえ、限定的にであっても利活用を可能にしていくべきと考えます。</p> <p>【要望理由】 電気通信事業者が取り扱う運用データは、ビッグデータの利活用において極めて有用性の高い情報です。中でも、位置情報や通信履歴は、法令上要保護性の高い「通信の秘密」に該当し、個別の同意を取得せずに利活用することは困難であり、現状、電気通信事業者は当該データについて特段の配慮をしつつ極めて慎重な取り扱いを行っている状況です。一方、欧米等の主要国においては、この「通信の秘密」に該当する情報であっても個別の同意取得をせずに匿名化による商用利用を活発に行っており、この利活用においてわが国は競争上劣後しつつある状況にあります。ビッグデータは、日本再興戦略や世界最先端IT国家創造宣言においても経済活性化の施策として掲げられており、例えば位置情報を活用した市場としてもその規模は2020年までに約60兆円と推計※されているところ、このままでは、情報の利活用が進まないどころか、国内市場においても海外企業に占有されてしまう事態が懸念されます ※総務省「G空間×ICT推進会議」報告書における推計結果</p> <p>このように、「通信の秘密」等の法令の保護により、電気通信事業者の扱う運用データの利活用が進まないという実情を踏まえ、その利活用に関わる考え方について見直しを行うべきです。例えば、匿名化処理による統計利用を行う場合等、個別の同意を取得しなくとも包括同意で広く受容されるような利活用の仕方もあると考えられることから、「通信の秘密」の観点において法令を適切に順守する一方で、当該データの性質や利用目的、匿名化措置状況等を踏まえ、「通信の秘密」に該当する運用データにおいて一定の限定された範囲内で利活用を可能とする考え方を示すべきであると考えます。</p>	ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社	総務省
228	10月31日	12月24日	包括免許制度の拡大	<p>【現行】 携帯電話端末等の無線局を個別の端末ごとに無線局免許を受けることなく、一つの無線局免許により、複数の端末の運用を可能とする包括免許制度がある。しかし、技術方式や対応周波数毎に複数の包括免許を取得する必要があり、取得した包括免許毎に開設無線局数を管理する事も負担となっている。</p> <p>【規制緩和の要望】 技術方式や対応周波数によらない、包括免許制度の創設を提案したい。</p> <p>【理由/メリット】 遠隔によるソフトウェア上で新たな技術方式や周波数に対応するケースも増える事が想定されており、無線通信技術の進展に沿った法制度を適応。</p>	民間企業	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
229	10月31日	12月24日	5GHz帯登録局や25GHz帯免許不要局等を携帯電話基地局のエントランス回線に使用する際の条件緩和	<p>【現行】 有線回線の確保が困難若しくは、敷設に長時間を要する地域、いわゆるルーラル地域のデジタルデバイト解消を主たる目的に光ファイバやマイクロ回線の敷設困難地域の基地局エントランス回線(連絡線)に5GHz帯登録局又は25GHz帯免許不要局の導入が認められている。</p> <p>【規制緩和要望】 5GHz帯登録局又は25GHz帯免許不要局の導入目的が、ルーラル地域のデジタルデバイト解消を目的に限定していることから、オーナーや管理者の事情等で有線回線の確保が困難な都市部のトラヒック対策用基地局のエントランス回線に同無線局の使用が原則認められていない。ルーラル地域以外への導入を認める同無線局の導入条件の緩和を要望。</p> <p>【理由/メリット】 同無線局の活用によって、ブロードバンド未整備地域の解消拡大に加え、イベント会場等の急なトラヒック需要への対応にも貢献が可能。</p>	民間企業	総務省
230	10月31日	12月24日	無線局免許の簡易な手続き	<p>以下の無線局免許の各種手続きの簡素化を要望。</p> <p>(1)無線局免許状の電子化/返納義務の省略 (2)携帯電話用基地局の定期検査間隔を5年→10年程度へ延長 (3)免許有効期間拡大 (4)基地局(FB)/陸上移動中継局(FBR)の1W以下の定期検査不要要件を20W程度まで拡大 (5)FXIについても1W以下で定期検査不要とする (6)無線局の軽微な変更に対する手続きの簡素化</p>	民間企業	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
231	10月31日	12月24日	電気事業者からの直接受電要件の緩和	<p>【現行】 基地局用の電力を、同一物件に先発の電気通信事業者が既に電力会社から直接受電(1系統目)している場合、後発となった電気通信事業者が直接受電(2系統目)を要望しても、電力会社から拒否される場合がある。 これにより、先発の電気通信事業者からの借電交渉等が必要となり、工期が遅れるだけでなく、受電が問題で基地局を断念するケースも発生。</p> <p>【規制緩和要望】 電気通信事業用途の電力については、同一物件に先発の電気通信事業者が既に電力会社から直接受電(1系統目)している場合であっても、後発となった電気通信事業者への直接受電(2系統目)を認める。</p> <p>【理由/メリット】 電力会社側の柔軟な対応により、携帯電話サービスの早期かつ高品質なネットワーク構築が可能。</p>	民間企業	経済産業省
232	10月31日	12月24日	携帯電話の電気通信番号の指定数の増加	<p>【現行】 新たな電気通信番号を指定するための算定にあたって、13ヶ月先までに必要となる番号数が指定される算定式となっている。</p> <p>【規制緩和要望】 13ヶ月よりも長期の需要を満たせる算定式とすべき。</p> <p>【理由/メリット】 携帯電話事業については、継続して純増傾向にあり、13ヶ月よりも先であっても新たな電気通信番号の需要が見込まれる。 多くの番号の指定をあらかじめ受けることが、トランスレータ工事費用の削減につながるため、より長期の需要見込みで算定すべき。</p>	民間企業	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
233	10月31日	12月24日	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等におけるダンスの取り扱いについての意見	<p>タンゴのダンスに関する観点から、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」等にかかる過度の規制について見直していただきたいと考えています。タンゴは2009年にユネスコの無形文化遺産に登録されています。アルゼンチンとウルグアイの人々がタンゴを自国の文化として尊重し、誇りに思い、それを国際社会が認知したものです。これは私たち日本人が日本の伝統や文化を誇りに思い、富士山に畏敬の念をもち国の誇りと思うことと通じる気持ちであり、また、和食を日本人の伝統的な食文化として人類の無形文化遺産として国際的に認められたいという思いと通じるものであると思います。タンゴは、民衆の中から発生し形を少しずつ変えながら民衆の日常の喜びや悲しみ、人生の機微を表すものとして推移してきたものであり、アルゼンチンとウルグアイが誇る文化です。近年では、タンゴは、その音楽や身体の動きを通じて心身の健康維持及び回復に効果があるという科学的知見も発表されておりますし、介護予防の観点からも中高齢期の健康作りや、コミュニティーにおける社交の場をもつことで心身の健康につながると広く認識されています。当局の見解では「ペアダンスは享乐的雰囲気や過度になる」等の理由で規制が必要とのお考えの様ですが、その判断基準が不明確であるとともに、こうした規制は、他国の文化に対する敬意を失ったことです。国際的な相互理解が不可欠な現代社会に於いて、他国の文化の排除につながる規制を維持する方針を容認する国は、国際社会で主導権をとるなど困難なものではないでしょうか。国民の立場から、タンゴを趣味として心身の健康を維持している国民にとっても、またタンゴの利点を活用して企業活動につなげようとしている事業者にとっても不要の規制です。また、同法第二条四号では、政令で定められた教授能力のある者は客にダンスをさせてよいとしています。タンゴは各自がそれぞれのスタイルで各自の思いを表現するための踊りであり、教授法を画一化できるものでもなければ、習わなければ踊れないものではありません。これは、タンゴに限らず他のダンスにもあてはまるものが多いと思います。これらの理由から、「風管法」等におけるダンスの規定は除外すべきと考えます。</p>	個人	警察庁
234	10月31日	12月24日	河川法の河川管理施設と電気事業法の電気工作物の重複規制の見直し	<p>ダムは河川法の河川管理施設として、ダムの管理者が管理するように規制されています。ところが、発電が目的のダムについては、電気事業法でも電気工作物となり、水力発電を行う発電事業者も管理するように規制されます。つまり、発電が目的のダムについては、河川法と電気事業法の2重規制になっています。どちらも、ダムの構造や強度などの安全性の確保とその維持、管理を義務付けています。安全上、河川法の河川管理施設として十分管理されています。電気事業法の規制がなくても支障があるとは思えません。しかし、現状では、同じ内容の手続きが2つの法律に基づき行われています。また、電気事業法については、ダムと水力発電所を発電事業者と一緒に管理するようになっています。従って、ダムと水力発電所の管理者が同じであることが前提になっているように思うのですが、ダムの管理者と発電事業者が違う場合はどうなるのでしょうか。ダムと水力発電所の管理が一緒にできない、すなわち、電気事業法を守ることができないという状況が生じる可能性があります。このような場合、ダムに何かあったときの発電事業者の責任は法律的にどうなるのでしょうか。現在、自然エネルギー、再生可能エネルギーと水力発電が見直されてきています。また、政府はエネルギー改革、自由なエネルギー事業への参入などを推進するといっています。そのため、規制緩和もますます進められていくと考えられます。このような状況を考えると、今後、水力発電事業への新規事業者の参入もあると考えられます。例えば、既設の農業用ダムの水が余っており、その水を発電事業に使うというものです。当然、ダムと水力発電所の管理者が違うことになるでしょうから、現状では前に記載したような問題が生じ、水力発電事業への参入の弊害になります。この問題は河川法の河川管理施設を電気事業法の電気工作物として、重複して規制していることに原因があるのではないのでしょうか。従って、規制緩和として、現状の河川法の河川管理施設と電気事業法の電気工作物が重複しないように見直すべきと提案します。</p>	個人	国 土 交 通 省 省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
235	10月31日	12月24日	保険業法第137条第1項、第140条第2項に基づく通知の柔軟化	<p>【具体的内容】 保険契約全部の移転においては、保険業法第137条第1項及び第140条第2項の通知を契約形態等に応じて柔軟に対応できるようにしていただきたい。 特に、住宅支援機構の特約火災のように、大量の保険契約を複数の保険会社が引受ける共同保険においては、幹事保険会社が保険契約者の窓口となって非幹事保険会社の業務を代行しているため、例えば、非幹事会社である外国保険会社の日本支店が法人化した場合において、共同保険の契約者にとっては保険契約上の手続きに何ら変更は生じないにもかかわらず、他の契約と同様に完了通知を発送すると、収入保険料以上のコスト負担になるばかりか、契約者に対しても無用な混乱を生じさせることになりかねない。</p> <p>【提案理由】 共同保険については、非幹事保険会社の引受割合が大きくなり、幹事保険会社が保険契約者の窓口となって非幹事保険会社の業務を代行している場合も多い。 また、外国保険会社の日本支店が日本法人化を行うにあたっては、現行の法規制上、日本に新たな保険会社を設立し、保険契約を包括移転する必要があるが、移転先の保険会社は、移転保険会社より、保険契約だけでなく、日本における保険事業、資産・負債のすべてを譲渡・移転を受け、法人化前と何ら変わらない補償やサービスを契約者に提供する実質的には同一の保険会社として事業を継続する。 このような場合に、同条の通知義務を一律に課すことは、コストを無駄に増やすだけでなく、契約者に対して無用な混乱を生じさせることにもなりかねず、障壁の一つと考える次第である。</p>	民間企業	金融庁
236	10月31日	12月24日	金融機関のリース子会社等が取り扱う不動産リースのユーザーデフォルト時の物件賃貸に係る規制緩和について	<p>○債務者のデフォルト等に伴う物件売却等の処分を実施するまでの間に限り、銀行の「自己競落会社」と同様、他業禁止の観点から、本件に係る業務を①リース債権の回収、②不動産の保有・管理及び売却に限ること、又、早期処理を行うための部署、若しくは担当者を明確にし、対象不動産毎に収支・損益の分別管理を行う等の措置を講じた上で、銀行又は銀行持株会社のリース子会社が、新たに第三者と賃貸借契約を締結することを認めること。</p> <p>【提案理由】 ○リース子会社における不動産に係る業務については、主要行等に係る監督指針において「不動産を対象としたリース契約に当たっては、融資と同様の形態(いわゆるファイナンスリース)に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行うことは出来ない」とされている。 ○一方、債務者のデフォルト等に伴い物件売却等の処分を実施するまでの間、デフォルトした債務者と第三者との契約の範囲内で第三者との間でリース子会社が直接賃貸借契約を締結する行為については、リース業に付帯する業務として、リース業を行う銀行子会社が行うことが可能なケースもあると考えられる、との金融庁回答がある。 ○債務者のデフォルト時、リース会社が新たな第三者と直接賃貸借契約を締結することが認められると、テナントにとっては債務者デフォルトによる不安を払拭でき、移転コストをかけることなく従来どおりの業務が可能となり、かつ市場実勢に即した価格にて早期処分することが可能となることから、リース会社にとっても損失を極小化することに繋がり、経営の健全性にも資する。 ○本業務内容は、銀行及び銀行持株会社の自己競落会社に既に認められた業務であり、財務の健全性維持やリスク管理の観点からも適切と考えられ、特段の弊害も無いと考えられること等を提案し、リース子会社が対応可能な業務として明文化していただきたい。</p>	公益社団法人リース事業協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
237	10月31日	12月24日	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和について	<p>【内容】</p> <p>○銀行持株会社又はその子会社等の従属業務を営む会社は、銀行又はその子会社からの収入を総収入の半分以上とすること(総収入条項)に加え、各事業年度においてその営む各々の従属業務について当該銀行持株会社の子銀行からの収入があることが要件として定められている。</p> <p>○当該「子銀行から」の収入要件を、「子銀行または金融関連業務を行う会社から」の収入要件というように緩和すること。</p> <p>【提案理由】</p> <p>○金融関連業務は銀行業務との一体性、関連性が高く、金融関連業務を営む会社の従属業務を営む会社は、銀行からの収入を条件とせず、金融関連業務を営む会社からの収入依存度規制のみでも弊害はないと考えられる。</p> <p>○従属業務を営む会社のうち金融関連業務を営む会社の子会社にとっては、「銀行」からの収入条項があることによって、事業の効率性が阻害されているおそれがある。</p> <p>○本規制は、親銀行等から1円でも収入があれば足りるという内容であり、本要件を緩和することに特段の影響はないものと考えられる。</p>	公益社団法人リース事業協会	金融庁
238	10月31日	12月24日	金融機関のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和(リース業務の範囲)について	<p>○現在、金融機関のリース会社が行うリース業務は、「機械類その他の物件を使用させる業務」として定めているが、リース会社が負担するリスクは実質リース取引の範囲内に限定される「サービス・役務提供」業務もリース業務として明示的に措置願いたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>○昨今、顧客ニーズの多様化、変化により、リース会社に対して、一般的な設備リースに加えて、リース物件に付随する以下のようなサービス・役務提供が一体となった「サービス契約」として「支払を一本化したい」というニーズが高まっているが、金融機関のリース子会社が形式的にでもサービス・役務提供者になることは認められていない。</p> <p>①リース物件で加工する原材料供給やリース物件のメンテナンスサービス等</p> <p>②リース物件がエネルギー供給装置の場合は、ガス等のエネルギーの供給</p> <p>③エネルギー削減サービス(ESCO)のようなコスト削減サービス等</p> <p>○上記のような顧客ニーズを満たすため、リース会社が「形式的にサービス・役務提供会社となる」以下のような取引は、リース業務の範囲内として明示的に措置願いたい。</p> <p>①リース会社は設備等の選定には一切関与せず、設備等はサプライヤーから顧客に直接導入され、</p> <p>②リース会社は、顧客へのメンテナンスやエネルギー供給等のサービス・役務提供を、サービス・役務提供会社に業務委託し、同社が顧客に直接行い、</p> <p>③サービス・役務提供の責任負担は同社にあり、サービス・役務提供の一部又は全部が未履行となり、顧客からサービス料の支払いの一部又は全部が停止となった場合は、リース会社は同社から補填を受け、</p> <p>④また、サービス・役務提供会社が信用不安等となった場合、代替業者を用意するかサービス契約を予め規定した違約金(リース物件の未回収元本の範囲内での支払い)をもって解約できるもの。</p> <p>○すなわち、リース会社が負担するリスクは、役務提供に必要な設備投資資金の回収リスクのみで、設備の瑕疵担保責任はサプライヤー、サービス・役務提供にかかるとはならず、サービス・役務提供会社が負担するもので、リース会社は一切負担しない。</p> <p>○リース会社はあくまでも形式的にサービス業者・役務提供者の立ち位置に留まるだけであり、リース会社の負担するリスクは、実質的には設備リース(含むオペレーティングリース)のリスクと同質のものに限定され、異種のリスクを抱えることとはならぬ</p>	公益社団法人リース事業協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
239	10月31日	12月24日	金融機関のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和(リース目的で取得した新品物件の売買)について	<p>【内容】 ○リース会社がリース目的でメーカーに発注した新品の物件について、大幅な景気変動等を理由に経済的にリース契約を締結出来ない事態が生じた場合に、一定の条件のもと売却を可能とする制度を導入すること。</p> <p>【提案理由】 ○売却にあたっては、たとえば金融庁宛申請を要する等の条件を付けることで、銀行法で定める他業禁止に抵触しない立てつけが可能と考える。 ○また、上記条件は、銀行等のリース子会社のリスクマネジメントに資することとなり、銀行または銀行持株会社のリスク軽減につながり、間接的には預金者保護にも繋がるものと思料する。</p>	公益社団法人リース事業協会	金融庁
240	10月31日	12月24日	金融機関のリース子会社にかかる業務範囲規制の緩和(不動産リース、収入制限、物件売買の範囲)について	<p>【内容】 ○金融機関のリース子会社が行う不動産を対象としたリース契約について、ファイナンス・リース以外の取引形態についても認めること。 ○金融機関のリース子会社の年間収入において、オペレーティング・リース比率の上限規制(50%以下)を緩和又は撤廃すること。 ○金融機関のリース子会社において、物件(中古を含む)の売買等は、リース業務に係った物件のみ取り扱い可能となっているため、リース業務に係らない物件(中古を含む)の売買を認めること。</p> <p>【提案理由】 ○顧客のニーズに応じ、オペレーティング・リースを柔軟に取り扱うため、また、売買対象物件の制限を撤廃することにより、公正かつ自由な経済活動の機会が確保される。</p>	公益社団法人リース事業協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
241	10月31日	12月24日	金融機関のリース子会社にかかる業務範囲規制の緩和(リースに付随する電気通信業務の解禁)について	<p>○金融機関のリース子会社等の業務範囲については、電気通信業務(いわゆるVAN業務)に関して「主として(概ね5割以上)銀行の業務及び企業の資金、経理に関連したもの(受・発注業務、売掛・買掛債権管理業務等資金決済に関するもののほか、会計、税務、資金運用等に関するデータ処理等)を取り扱うこと」は認められているが、その他の業務に関連する電気通信業務も認めるべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>○昨今の通信サービスにおいては、映像の配信とあわせて他人の通信を媒介する役務の提供や他人のインフラを利用したアプリケーションソフトの提供が行われており、通信機器のリースとともに当該サービスをパッケージとして一体契約での提供を顧客から求められる事があるが、当該サービスの提供を行う為には総務省に対して「電気通信事業の届出」(電気通信事業法第16条)を行う必要がある一方で、銀行法では電気通信業務に関して取り扱い業務の制約がある為、制約を撤廃し電気通信事業の届出を全面的に認めるべきである。</p> <p>○一方で、役務の提供やアプリケーションソフトの提供についてはサービス会社が実業務を担い、役務提供に関するリスクは全て役務提供会社が負担することになるので、金融機関のリース子会社として異種のリスクを抱えることにはならない。</p> <p>○金融機関のリース子会社以外のリース会社では上記の取り扱い業務を行っており、制約を撤廃することで、公正かつ自由な経済活動の機会が確保される。</p>	公益社団法人リース事業協会	金融庁
242	10月31日	12月24日	廃棄物処理法について	<p>【内容】</p> <p>○リユース・リサイクルが可能なリース終了物件について、廃棄物処理法の適用除外とすること。</p> <p>【提案理由】</p> <p>○リース終了物件の査定価格が引取費用(運搬)より小さい場合は、リユース、リサイクルが可能な物件であっても産業廃棄物とみなされ、廃棄物処理法に沿った処理が必要となる。</p> <p>○このため、リユースが可能であるにも拘わらず、その収集運搬には廃棄物収集運搬業の許可が必要となる等、国策である3Rの阻害要因となる規制が存在する。</p> <p>○リース終了物件の全数が収集運搬後に廃棄処理されるわけではなく、リユースされるもの、素材別に分別し原料として売却可能なもの、廃棄処理せざるを得ないものがある。</p> <p>○現状はリユースを推進しており中古市場で再販するものが大半を占め、再販不能のものはリサイクル(素材の原料として売却)し、最終的に廃棄するものは一部に過ぎない。</p> <p>○リース会社は3Rの処理を適正に行えるシステム基盤を既に有しているが、リユース・リサイクルが可能なリース終了物件を廃棄物処理法の適用除外とすることにより3Rの促進を図り、今まで以上に国策に寄与することができる。</p>	公益社団法人リース事業協会	環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
243	10月31日	12月24日	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)について	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○老人福祉施設のエネルギー使用量報告については、一律報告の対象外とすること。 ○地方自治体の条例等により、省エネ法の「横出し・上乘せ規制」が行われていることから、全国統一の基準により運用すること。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームといった施設は、生活のためにエネルギーを使用していることから、省エネ法のエネルギー使用量報告の対象外となっている一方、介護事業と不可分である併設の医療事業や通所(デイサービスを提供する事業所)の部分は申告対象となっている。老人福祉施設は、一律報告の対象外とするべきである。 ○各地方自治体が、条例等により独自に規制を行っているが、規制内容の把握および対応のため、全国で事業展開している民間事業者が過重な負担を強いられ、公正かつ自由な経済活動が阻害されている。例えば、不動産リース契約において、資源エネルギー庁の報告制度では、建物の「管理者」(＝ユーザー)または「所有者」(＝リース会社)のどちらかが報告すれば足りるが、東京都環境条例では「管理者」「所有者」双方に報告義務を課している。 	公益社団法人リース事業協会	経済産業省
244	10月31日	12月24日	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)における特定建築物の維持保全の状況報告について	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3年毎の定期報告を廃止し、新築・増改築時の「省エネルギー措置の届出」のみとすること。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○省エネ法では、第一種特定建築物および第二種特定建築物における新築・増改築の際には、「省エネルギー措置の届出」を行うことが規定されており、また別途、当該建築物の維持保全状況について最初の届出後3年毎に定期報告することも定められている。報告対象となる増改築を行わない限り、建築物の維持保全の状況に変更は生じないことから、3年毎の定期報告を廃止し、新築・増改築時の「省エネルギー措置の届出」のみとするべきである。 	公益社団法人リース事業協会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
245	10月31日	12月24日	再生利用認定の対象範囲拡大について	<p>【内容】 ○再生利用認定制度について、燃料利用のための加工事業を対象とすること。</p> <p>【提案理由】 ○再生利用認定制度では再生利用として確立された廃棄物の加工事業を行う場合、廃棄物処理法の許可が不要となる。 ○現在、再生利用として、原料利用のための加工事業は認められているが、燃料利用のための加工事業は認められていない。産業廃棄物の再生利用促進のため、燃料利用のための加工事業も対象とすべきである。</p>	公益社団法人リース事業協会	環境省
246	10月31日	12月24日	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)について	<p>【内容】 ○バイオマス発電所について、熱回収施設として認めること。</p> <p>【提案理由】 ○現在、食品リサイクル法の熱回収施設の認定条件を満たしているにも関わらず、運用上、バイオマス発電所は熱回収施設として認められていない。 ○再生可能エネルギー普及のため、バイオマス発電所について、熱回収施設として認めること。</p>	公益社団法人リース事業協会	農林水産省 環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
247	10月31日	12月24日	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用期間制限の緩和について	<p>【内容】 ○貨物自動車運送事業者のレンタカー使用について、用途および期間の制限を緩和すること。</p> <p>【提案理由】 ○現在、引越しシーズンに特例として認められている貨物自動車運送事業者のレンタカー使用について、用途および期間の制限を緩和し、繁忙期や整備・点検時にも使用を認めるべきである。</p>	公益社団法人リース事業協会	国土交通省
248	10月31日	12月24日	貸金業法の書面交付・行為規制について	<p>【内容】 ○貸金業者に課される行為規制のうち、一定の水準を超える企業や特定の目的で組成されたSPC向けの貸出については、相手側の了承を前提に、「契約締結前の書面の交付」「契約時書面」「契約変更時書面」などの義務を免除すること。</p> <p>【提案理由】 ○中小企業及び個人を、悪質な貸金業者から保護する必要性は当然あるものの、借手が大企業であったり、特定の目的で組成されたSPC(プロジェクトファイナンス)向けの貸出についてまで、個人と同一レベルの厳しい規制を行う必要性は乏しいと考える。 ○リース会社が行う貸金業務の顧客の大半は一定水準を超える企業(大企業等)又は特定目的会社(SPC)であり、顧客からは、貸金業法に基づく「契約締結前の書面などの交付は、業務効率化の観点から不要」との声もある。 ○業務の実態に即した円滑な取引を実現することにより、日本経済の成長戦力に必要不可欠なリスクマネーを貸金業者から呼び込み、設備投資等の活発化に繋がると考える。</p>	公益社団法人リース事業協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
249	10月31日	12月24日	借地借家法における正当事由制度の見直しについて	<p>【内容】 ○建物の賃貸人が更新拒絶・解約申し入れを行う場合の正当事由を拡大し、下記2点についても認めること。 ①改正耐震改修促進法で定められる「要緊急大規模建築物」であって、耐震診断の結果、現行の耐震基準を満たしていないと判断される場合。 ②東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例で定められる「沿道建築物」及び「特定沿道建築物」であって、耐震診断の結果、現行の耐震基準を満たしていないと判断される場合。</p> <p>【提案理由】 ○大規模災害に備えた防災のために建物の建替えは喫緊の課題であるが、借地借家法が阻害要因となっている。</p>	公益社団法人リース事業協会	法務省
250	10月31日	12月24日	古物商に係る届出手続きの簡略化について	<p>【内容】 ○古物商が法人である場合の役員変更届出に関する提出書類を削減すること。</p> <p>【提案理由】 ○役員変更届出の際に、①略歴書、②誓約書、③住民票、④登記されていないことの証明書、⑤身分証明書、の全てを提出することが義務付けられており、変更内容に比して過度な事務負担を強いられている。</p>	公益社団法人リース事業協会	警察庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
251	10月31日	12月24日	コーポレート・ガバナンスに関する報告規律の重複の整理	<p>【提案の具体的内容】金融商品取引法では、有価証券報告書においてコーポレート・ガバナンスの状況の記載が義務づけられている。一方、証券取引所の上場規程において、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の提出が義務づけられている。この重複を整理する意味から、有価証券報告書の記載内容をコーポレート・ガバナンスに関する報告書に活用できるようにすべきである。</p> <p>【提案理由】有価証券報告書とコーポレート・ガバナンスに関する報告書は、ほぼ同内容であり、企業の作成負担の軽減を図る必要がある。ほぼ同じ内容を一本化するだけで、投資家への情報開示の質を落とすことはない。</p>	公益社団法人 関西経済連合会	金融庁
252	10月31日	12月24日	PFI事業におけるSPCの契約上の地位の譲渡の柔軟化	<p>【提案の具体的内容】PFI契約において、SPC株式や契約上の地位の譲渡が事実上禁止されている事例が多いことから、内閣府のPFIガイドラインの見直しや地方公共団体への指導徹底を通じて、株式・債権・契約上の地位の譲渡が柔軟に行われるようにすべきである。</p> <p>【提案理由】わが国のPFI事業では、建設会社が運営段階でも代表企業として残るケースがあるが、運営に関与する企業を育成し参画企業の裾野を拡大していく意味でも、PFI事業期間中にSPCの株式・債権・契約上の地位の譲渡が柔軟にできるようにする必要がある。</p>	公益社団法人 関西経済連合会	内閣府

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
253	10月31日	12月24日	確定拠出年金の特定商品除外の要件の緩和	<p>【提案の具体的内容】加入者等への十分な情報提供・周知期間の下、過半数を超える加入者等の異議申し立てがない場合は、確定拠出年金(DC)の運用商品の品揃えから特定の商品を除くことを認めるべきである。</p> <p>【提案内容】現状では、DCの運用商品の品揃えから特定の商品を除くしようとすると、当該運用商品を選択して運用指図を行っている加入者等の同意を得なければならないとされている。しかし全員の導入を得るのは実務上極めて困難であり、事実上、商品の除外ができないという事態になっている。</p> <p>長期にわたるDC運営では、運用商品選定後の環境変化など様々な事情により、運用商品の除外が加入者等にとっても利益となる状況もありうる。現在のままでは本数が増えすぎること懸念するあまり、本来適当と思われる商品の追加を見送るといった事態も発生しうる。</p> <p>事業主、運営管理機関が、その時々環境の下、加入者にとって最善と考えられる商品選定を行うことが可能となる。</p>	公益社団法人 関西経済連合会	厚生労働省
254	10月31日	12月24日	各都道府県の指定構造計算適合性判定機関の機能強化	<p>【提案の具体的内容】指定構造計算適合性判定機関の数が少ない都道府県があるので、全都道府県において事業主または設計者が構造計算適合性判定機関を選択できるように指定機関を増やしてほしい。また、事前審査を行わない構造計算適合性判定機関があるので、どの機関も事前審査を行うようにしてほしい。</p> <p>【提案理由】指定構造計算適合性判定機関の数が少ないと、その判定機関に依頼が集中し、審査期間が長くなるため。(法律で定められた判定結果通知書交付期限は原則14日であるが、合理的な理由がある時は35日の範囲内で延長できる)また、事前審査を行わないと想定外の指摘で審査期間が長くなる可能性があるため。</p>	公益社団法人 関西経済連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
255	10月31日	12月24日	「信書に該当する文書」に関する要件の緩和	<p>【提案の具体的内容】企業が事業所間で遣り取りする文書に関しては、企業が一般貨物と同等に発送することでよい(機密文書等に該当しない)と判断した場合には、非信書と同等に送付できるよう、「信書に該当する文書」に関する要件を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】「信書」とは特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書と定義されている。また、総務省が公表しているQ&Aによると、企業内の事業所間における文書等のやり取りについても、何らかの意思表示がともなえば「信書」の送達に該当することになるとされている。</p> <p>企業が事業所間で書類をやり取りすることは頻繁にあるため、事業所間で送付する個々の送付物を一つの郵便物として送付することは手間やコスト面でも非常に非効率であり、また複数の発送物を一纏めにして送付する場合にも、当該送付物が信書に該当する場合には発送を委託する運送会社や送付方法に制約を受けることになるため同じく非効率である。</p>	公益社団法人 関西経済連合会	総務省
256	10月31日	12月24日	配置技術者の専任義務の条件の緩和	<p>【具体的内容】建設業法上の配置技術者の専任義務の条件として、「請負代金(建築一式工事5000万円以上)」と「建物用途」により定められているが、「建物規模」の条件を付加することにより、専任でなくとも適正な施工が充分可能な「小規模な建築物」については専任義務をなくすべきである。</p> <p>※「小規模な建築物」とは、①地上3階以下②建物高さ13m以下③軒高9m以下④延べ面積500㎡以下の建築物</p> <p>【提案理由】専任義務の発生する請負金額5000万円程度の小規模な物件の受注が多い元請け業者の負担が大きく、コスト面で経営を圧迫しているのが現状である。また、近年の建築物は、断熱性能・太陽光発電・燃料電池など設備費用もかさみ、現状の専任義務の条件はこれらの高性能な建築物を排除することにつながる可能性がある。現実的に、小規模な建築物は、安全管理、工程管理、品質管理の面については、大規模な建築物に比べ比較的容易であり、専任でなくとも技術者としての役割は充分に果たすことが可能である。</p>	公益社団法人 関西経済連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
257	10月31日	12月24日	自社工場間の廃棄物の収集運搬における規制の緩和	<p>【提案の具体的内容】自社工場間の廃棄物の収集運搬の許可を不要にすべきである。</p> <p>【提案理由】現状、廃棄物の処理設備をもつ工場以外で発生した産業廃棄物の処理を行っているが、収集運搬は許可を持つ収集運搬業者に委託している。自社製品の配送の帰り便等を使用すれば、確実に収集運搬され、不法投棄も減り、同時に物流効率も上がり、運搬等での二酸化炭素の排出量も減ることが予想される。特に、製紙関連ではバイオマス(木屑、紙屑)から熱や電力などのエネルギー回収を行っており、温暖化対策にもなる。また、資源の有効利用が図られ、産業廃棄物最終処分場の延命も図られる。</p>	公益社団法人 関西経済連合会	環境省
258	10月31日	12月24日	産業廃棄物処理許可の拡大	<p>【提案の具体的内容】産業廃棄物処理許可を拡大すべきである。</p> <p>【提案理由】現状、自社内で廃棄物の処理設備をもつ工場以外で発生した産業廃棄物の処理を行っている。ただし、処理業の免許を持っていないので、処理できるのは自社内だけである。処理業の免許等を取得するには時間が掛かる。また、間伐材などのバイオマスは、都市部では運搬などに費用が掛かるために不足している。バイオマス(木屑、紙屑)から熱や電力などのエネルギー回収を行っており、温暖化対策にもなるので、都市部にあるグループ企業の産業廃棄物を処理できるようになれば、不足しているバイオマス燃料を補えることができ、資源の有効利用が図られ、温暖対策や産業廃棄物最終処分場の延命も図られる。</p>	公益社団法人 関西経済連合会	環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
259	10月31日	12月24日	有料道路の整備主体、料金徴収主体等を規定する条項の緩和	<p>【提案の具体的内容】 民間企業がPFI事業として有料道路整備・運営に参入することが可能となるよう、道路整備特別措置法において規定されている整備主体、料金徴収主体、料金額基準、料金徴収等基準の条項について、その緩和を行うべきである。(道路整備特別措置法3条1項等、23条、15条等)。</p> <p>具体的な内容 ①整備主体、料金徴収主体に関する規制の緩和：道路整備特別措置法において、整備主体、料金の徴収主体は、高速道路会社、地方道路公社に限定されている(道路整備特別措置法3条1項等)。民間事業者が整備主体、料金の徴収主体となることを可能とすること。これにより、道路においてもコンセッション方式の設定が可能となる。 ②料金の額に関する基準の緩和：道路整備特別措置法上、料金の額は費用を償うように設定されており、利潤が認められていない(道路整備特別措置法23条)。民間事業者による適正な料金額の設定を可能とすること。 ③料金の徴収等に関する基準の緩和：道路整備特別措置法上、料金徴収期間が限定され、建設費等の償還期間終了以降は原則として料金徴収の継続が認められていない(道路整備特別措置法15条等)。償還期間終了後においても適正なサービス水準維持に必要な維持・更新管理費用を受益者負担によって確保するため、こうした費用相当額について一定期間徴収を可能とすること。</p> <p>【提案理由】 PFI法上、民間企業は道路の整備・運営を行うことは可能となっている。しかし、実際に民間がPFI事業として行うには、道路整備特別措置法の規定が障壁となり、現時点で、民間企業は参入できない状況にある。わが国において、道路整備(維持更新、新設)は急務の課題である。「日本再興戦略」においても、公共施設等運営権の民間開放の方向性、三大都市圏環状道路整備の必要性などが明記されている。厳しい財政状況(国・地方)の下で効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするためにも、有料道路の民間開放(PPP/PFI)を進めるべきであり、そのためには道路整備特別措置法の規制緩和が必要である。</p>	公益社団法人 関西経済連合会	国土交通省
260	10月31日	12月24日	瀬戸内海における夜間航行制限の緩和	<p>【提案の具体的内容】瀬戸内海における夜間航行を可能にすべきである。 【提案理由】全長200m以上の船舶(巨大船)については、備讃瀬戸東、北、南航路及び水島航路等における夜間の航行を禁止、昼間に航行するよう規制されている。しかし近年の船舶性能の向上、航行援助設備の充実により、巨大船といえども基本的な安全性は確保されていることから、夜間航行を可能とする。夜間航行が可能となれば、人気の高い瀬戸内海を巡るクルーズの数が大幅に増加し、国内外のクルーズ客の取り込み・需要創出に大きな効果が期待できる。</p>	公益社団法人 関西経済連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
261	10月31日	12月24日	確定給付企業年金における承認・認可申請手続きの簡素化	<p>・規約の変更等時において、届出で足りる(もしくは届出不要の)範囲を拡大する(例えば、加入者に不利益にならない変更等)とともに、届出・申請書類および届出・申請手続の簡素化(例えば、労使合意に至るまでの労使協議の経緯の添付を一律不要とする、厚生局に提出する申請書類数を一律1セットにする等)を図ること</p> <p>・その他の制度運営上の手続きについても、届出で足りる範囲を拡大すること(例えば、個人単位の権利義務移転の実施等)</p> <p>・確定給付企業年金の規約の変更等にかかる手続きは、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認・認可を受けなければならないが、届出で足りる範囲は限定的である。</p> <p>・厚生年金基金は最多でも1,800基金程度であったため承認・認可申請制度での運営が可能であったと思われる。一方、平成25年3月末時点で既に約14,000件存在する確定給付企業年金においては、承認・認可申請手続きの簡素化が図られなければ、厚生労働省の承認・認可が遅延することが懸念されることから、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きの簡素化が不可欠であると考えられる。</p> <p>・これまで標準的な事務処理の整備、規約例の整備等が図られてきたが、本要望の趣旨を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定給付企業年金の一層の普及および健全な制度運営を図ることが期待される。</p> <p>・なお、平成20年12月には届出で足りる規約変更内容の拡大および一部の添付書類の簡素化が図られ、平成22年4月には事務連絡「確定給付企業年金に関する承認・認可申請にかかる事務処理の改善について」が発出され、規約の制定時における事務処理の改善が図られた。また、平成24年1月には確定給付企業年金法施行規則の改正により労働組合の同意不要事項や、届出事項の拡大が図られたが、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きについては、一層の簡素化を進める余地がある。</p>	社団法人生命保険協会	厚生労働省
262	10月31日	12月24日	確定給付企業年金制度(厚生年金基金制度)から確定拠出年金制度へ積立金を移換する場合の手続きについて	<p>現状では、確定給付企業年金(DB)の積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合の同意手続きは以下の通りである。</p> <p>(1)DBの一部を移換する場合、以下の同意が必要。</p> <p>①企業型年金へ移換対象となる移換加入者の1/2の同意</p> <p>②企業型年金へ移換対象とならない他の加入者の1/2の同意</p> <p>(2)DBを制度終了(解散)させる場合</p> <p>移換対象となる移換加入者が一部の場合は、以下の同意が必要</p> <p>①企業型年金への移換対象となる移換加入者の1/2の同意</p> <p>②企業型年金へ移換対象とならない他の加入者の1/2の同意</p> <p>提案内容</p> <p>提案I: (1)(2)の同意は不要とされたい。</p> <p>提案II: (1)について、移換対象となる移換加入者の一部の場合に限り同意が必要とされたい。即ち(1)の取り扱いを(2)と同様にされたい。(厚生年金基金でも同様)</p> <p>提案理由</p> <p>提案I: 平成23年12月26日付DB法施行令の改正により、企業型年金への移換に際して、積立金のうち企業型年金への移換に係る部分と移換相当額との差額のみ一括拠出すればよいことになったが、従来は制度全体での不足を解消する必要があった。そのため、(1)(2)の同意は、企業型年金へ移換する原資を移換対象とならない他の加入者の分も確保したうえでないと、企業型年金へ移換させないこととするために実施されてきたものと思われる。本施行令の改正により、企業型年金移換対象とならない他の加入者は、企業型年金へ移換する原資が確保されていない積立不足が続く状態が容認されることとなり、よって、この同意は不要になると考えられる。</p> <p>提案II: 企業型年金への移換対象となる移換加入者が、全員である場合において、(2)では不要となる一方で、(1)は必須であり平仄が取れていないため。規約変更同意及び給付減額同意でもって、加入者の意思表示の機会があり、更なる本同意は不要と考えられる。</p>	企業年金連絡協議会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
263	10月31日	12月24日	資金決済法制度でのサービス廃止(バーチャル・コインなど前払式支払手段の廃止)時の公告方法の見直し	<p>現在、資金決済法制度では、前払式支払い手段の発行の業務の全部又は一部の廃止時に日刊新聞への公告を求められていますが、サーバ型の前払式支払手段を利用するサービス、例えばアプリ等に係る所謂バーチャル・コインについては、以下の問題があります。</p> <p>(※アプリはスマートフォン等の上で動くゲームやコミュニケーションなどプログラムの総称)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーに広く周知しようとする観点から実効性がないこと <p>アプリ利用者層は、一般的な傾向として日刊新聞の購読者とはセグメントが異なる(アプリ中心ユーザーである20代・30代の日刊新聞の購読率低い)。このため、日刊新聞への掲載が広範な周知につなげていない現状がある。</p> <p>(1)日刊新聞への公示の義務付けを廃止。返金方法は個別のサービスの実態に応じた方法を認めていただきたい</p> <p>(2)会社法で認められている「電子公告」のような手法をインターネット関連事業者の前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部の廃止の公告手続きに認めていただきたい</p>	一般社団法人ソーシャルゲーム協会	金融庁
264	10月31日	12月24日	フェムトセル基地局の電波法関係法令の基準の緩和	<p>【要望内容】 携帯電話基地局等の無線局について、包括免許の適用を、携帯電話端末、フェムトセル基地局、小電力レピータ以外の携帯電話基地局等にも拡大するよう検討頂きたい。</p> <p>【規制の現状】 (1)フェムトセル基地局は、簡易な操作を携帯電話事業者以外の者が行う場合は、その旨を届出ることが必要ですが、この届出を不要とするよう要望します。 (2)包括免許を受けたフェムトセル基地局において、開設等を実施した際には、開設日・設置場所・製造番号等を15日以内に届け出る必要がありますが、この届出における提出期限を緩和するよう要望します。</p> <p>【要望理由】 (1)フェムトセル基地局は個人宅、集合住宅(宅内部、共有部)、店舗、オフィス等、多様な場所に設置することが可能であり、フェムトセル基地局の機器は簡素で誤操作を招く余地がないこと、また個々の機器は携帯電話事業者によって遠隔管理されていることから、電源のOFF/ON等の簡単な操作を行う代替者についても携帯電話事業者にて管理可能と考えられるため、届出の撤廃を要望します。 (2)法で定められている各種届出については暦日であり、年末年始・ゴールデンウィークなどの長期休暇等も考慮しなければならないことから、運用に大きな負担がかかっています。一方で、フェムトセル基地局の運用形態を鑑みても、15日以内に届け出なければならない理由は見当たりません。よって、提出期限の緩和を要望します。</p>	ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社	総務省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
265	10月31日	12月24日	特殊車両の通行許可制度の撤廃	<p>今現在一定の大きさや重さを超えた車両(大きな物体を輸送する車両、とりわけセミトレーラやフルトレーラ)につきましては道路法に基づく通行許可を取得しなければ走行することは出来ません。道路法制定当初の時代であればこの制度は例外的に大きな車両に対しての規制としての機能を果たしておりました。しかしながら昭和の高度成長期から、道路法的前提を大きく超えるほどに輸送の需要があり特殊車両に分類される車両が激増いたしました。今の時代においてはもはや「特殊」という概念が当てはまらないほどの数になり、「例外的に走行する」というような車両ではありません。又、昨年のトンネル崩落事故によって浮き彫りになったように道路交通インフラの老朽化が以前より指摘されておりますが、国にも地方自治体にも道路保全に回す予算が全く不足しているように見受けられ、また建造から50年を超えるインフラが今後5～10年の間に大幅に増える事から、このままでは道路インフラの修繕が追いつかないのは明白と言えます。</p> <p>道路保全と特殊車両の輸送量の確保という相反する命題を解決するために、現在の通行許可制度の廃止をご提案申し上げます。</p> <p>今後も半恒久的に日本国民の財産である道路を保全し、日本国民の為に経済発展がなされるようにするために、特殊車両を禁止せず継続的に道路を保全する制度をこの際導入されるのが規制改革の本分かと思えます。</p>	個人	国土交通省